

愛知県消防広域化推進計画

2025 年 3 月変更



目 次

I 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	1
1 愛知県消防広域化推進計画の目的	2
2 推進計画策定、変更の経緯	2
3 推進計画に定める事項	2
4 消防広域化の推進期間	2
5 推進計画の変更	2
II 市町村の消防の現況及び将来見通し	3
1 市町村の消防の現況	3
2 消防本部規模（管轄人口）ごとに比較した消防力の分析結果	11
3 市町村の消防の将来見通し	16
III 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定	20
1 広域化対象市町村の考え方及び組合せ	20
2 中心消防本部の設定	24
3 消防広域化重点地域の指定	24
4 消防の連携・協力の考え方及び組合せ	25
IV 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	28
1 市町村に対する県の支援等	28
2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	28
V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項	29
1 広域化後の消防の体制の整備	29
2 構成市町村等間の関係	29
3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策	30
VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項	31
1 消防団との連携の確保	31
2 市町村防災担当部局との連携の確保	31
VII 広域消防運営計画に関する事項	32

<資料編>

1 広域化対象市町村の組合せにおける各圏域の状況	33
2 消防の連携・協力の県内の取組事例	41

I 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

災害や事故の大規模化や複雑化、都市構造の変化、住民ニーズの多様化や高齢化、人口減少等の消防を取り巻く環境の変化に消防は的確に対応し、今後ともその責務を全うしていく必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限りがある。また、将来人口の減少が予測されており、管内人口への影響が心配されるほか、消防職員の確保も心配される。一方で高齢者の増加に伴い、救急出場のさらなる増加も予想されることなどから、県全体として消防体制の充実強化を図る必要がある。そのためには消防の広域化を検討する必要がある。

こうしたことから、2006年6月に消防組織法の一部が改正され、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する規定が盛り込まれ、この改正を受けて、同年7月に消防庁から「市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）」が告示された。本県では、これまでも各市町村において消防体制の充実が図られており、住民の生命、財産を守り、その使命を果たしてきている。しかしながら、増大する救急需要や複雑化する災害・事故、テロ行為への対応など、今後の消防を取り巻く環境は、大きく変化していくものと思われる。本県では、これまでも消防の広域化が進められてきたが、管轄人口10万人未満の消防本部が半数であり、現状では、増大する消防需要に対応することは難しい状況であると考えられる。

こうした状況において、厳しい財政状況の中、今後とも増大する消防需要に対応し、その使命を果たしていくためには、消防体制の一層の充実強化を目的とした消防の広域化を推進する必要がある。

一般的には、広域化によって、次のようなメリットが期待されている。

1 住民サービスの向上

- ①災害時における初動体制の強化やノウハウの共有
初動出動台数が充実、多くの人員、車両が投入可能
大規模災害、特殊災害への対応も可能
- ②管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
増大する救急需要への対応も可能

2 人員配備の効率化と充実

- ①運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ②本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
事務部門や指令部門の職員を現場活動要員として増強することが可能
- ③予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
救急や火災予防の専門スタッフの増強が可能

3 消防体制の基盤の強化

- ①財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
高機能の指令システムや高度な車両の計画的整備が可能
- ②組織の活性化や職員の能力の向上
人事ローテーションが容易となるなど、組織の活性化や職員の能力の向上を図ることが可能

1 愛知県消防広域化推進計画の目的

愛知県消防広域化推進計画（以下、「推進計画」という。）は、消防体制の充実強化を目的として自主的な市町村消防の広域化を計画的かつ円滑に推進するために策定するものとする。

市町村消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化によって消防力が低下するようなことはあってはならない。

また、消防団については従来どおり各市町村ごとの設置とし、広域化の対象とはしない。

2 推進計画策定、変更の経緯

本県は、基本指針に基づき 2008 年 3 月に推進計画を策定した。

2025 年 3 月、広域化に向けた県内市町村の動向や基本指針の改正等を踏まえ計画を変更した。

3 推進計画に定める事項

推進計画の策定にあたっては、消防の現況及び将来見通しを把握し、地域の実情を考慮しながら、広域化の必要性やメリット・デメリットを検討し、広域化を推進する必要性がある市町村について、その組合せを定めるほか、広域化推進のために必要な事項について定めるものとする。

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来見通し
- ③ 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定
- ④ 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- ⑦ 広域消防運営計画に関する事項

4 消防広域化の推進期間

消防広域化の推進期間は、基本指針に基づき 2029 年 4 月 1 日までを目途とする。

5 推進計画の変更

広域化対象市町村及び連携協力対象市町村による協議において、この推進計画に定める組合せ以外の組合せが検討され、それが広域化の主旨に合致するものである場合は、推進計画を変更するものとする。

Ⅱ 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 市町村の消防の現況

(1) 消防本部のあゆみ

消防組織法の公布に伴い、1948年に名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市が消防本部と消防署を、また、豊川市が消防本部を設置し、他の市町村は常備消防部又は消防団による新消防体制となり、その後、消防の常備化が進められ、1999年4月からすべての市町村が常備化された。

この間、消防需要の拡大により消防体制の充実強化が求められ、1997年3月には、県として管轄人口10万人以上を目途とした、広域化推進計画「愛知県消防広域化について」をまとめ、これによる広域化の推進に努めてきた。こうした経過により、2003年4月に、西春日井郡東部消防組合と西部消防組合が広域化され、西春日井広域事務組合に、また、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の各消防本部が広域化され、衣浦東部広域連合となった。

2008年3月、県は、消防組織法に基づく推進計画を策定した。計画では、管轄人口を概ね30万人以上としたが、計画策定時の消防本部数は、37本部で、30万人以上が6本部、10万人以上30万人未満が11本部、10万人未満が20本部であった。

計画策定後、2018年4月に尾三消防組合（日進市、みよし市、東郷町）と豊明市及び長久手市の両消防本部が統合し、広域化した。

なお、2011年4月に西尾市に一色町、吉良町、幡豆町が編入合併されたことにより、幡豆郡消防組合が統合された。

この結果、現在、54市町村に34の消防本部が設置されている。管轄人口別の内訳は、10万人以上30万人未満の消防本部が9本部、10万人未満の消防本部が17本部となっており、管轄人口30万人未満の消防本部が7割以上を占めている。

(2) 消防本部の状況

(ア) 消防の概況と運営方式

県内の消防の概況と運営方式は次のとおり。

区分	2024. 4. 1	運営方法	
消防本部数	34	消防組織の運営 市町単独 消防一部事務組合 広域連合 ※3町村が1市に消防事務を委託	
消防署数	66		
出張所数	150		
消防吏員数	8,483		

(イ) 消防本部別管轄人口

管轄人口が 10 万人未満の小規模消防本部が 34 本部中、17 本部となっており全体の半数を占めている。

また、消防本部数及び管轄人口が 10 万人未満の小規模消防本部とも北海道に次いで、全国で 2 番目に多く、小規模消防本部が多数存在している。(小規模消防本部は鹿児島県と同数。)

<消防本部別管轄人口及び消防吏員数>

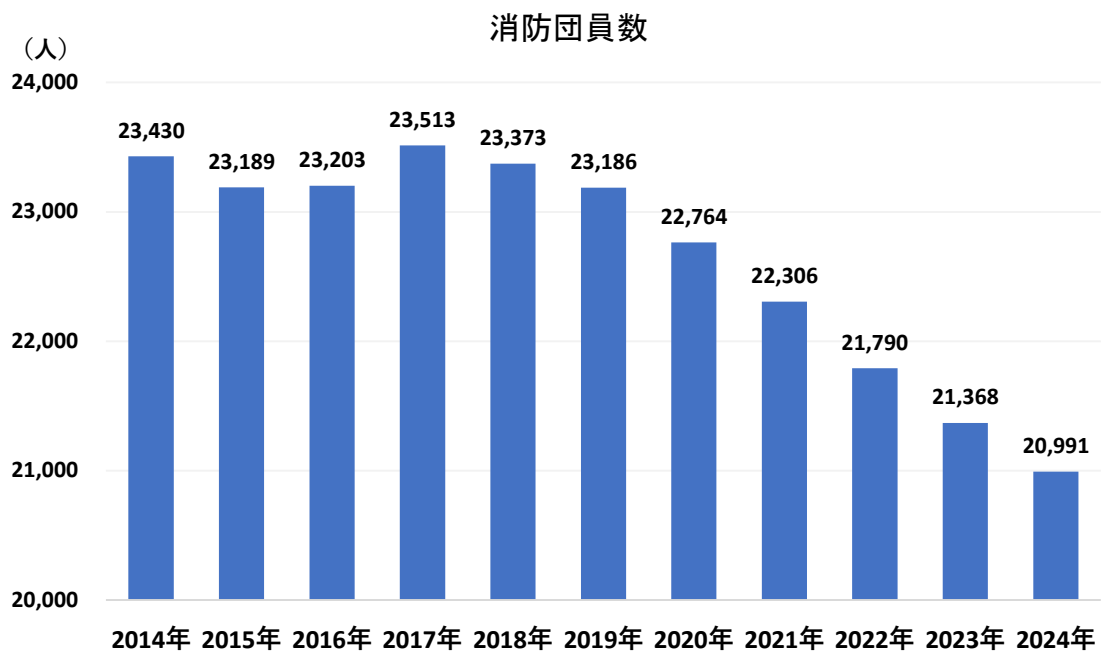
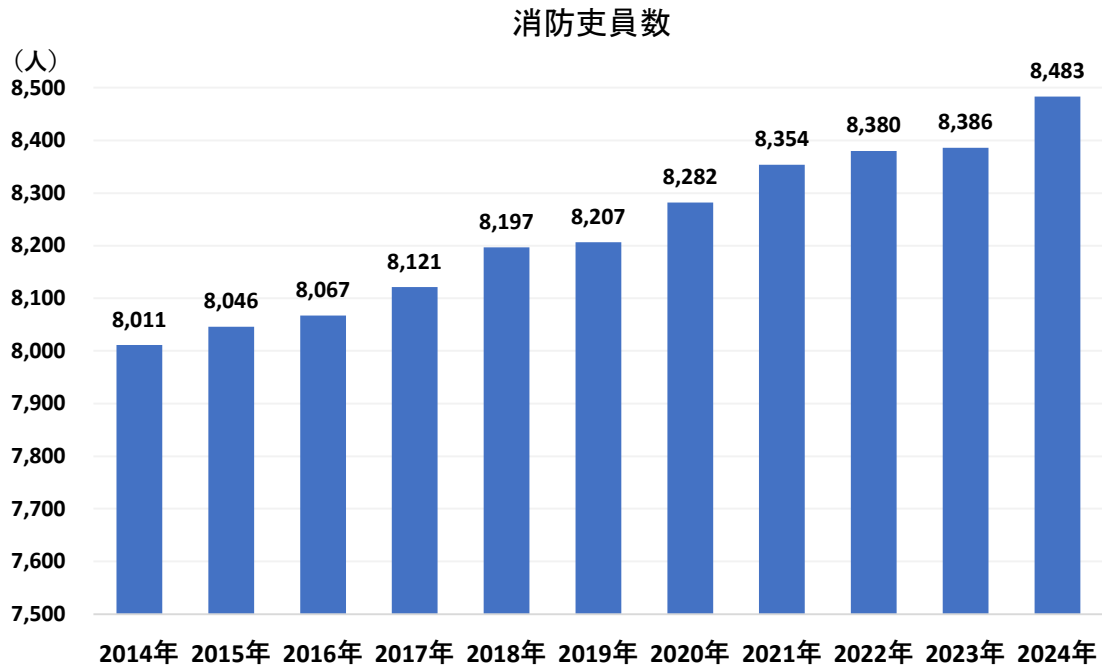
全34消防本部、30万人以上：8本部、10万人～30 万人未満：9本部、10 万人未満：17本部				
消防本部名			管轄人口	消防吏員数
30 万 人 以 上	1	名古屋市	2,322,143	2,435
	2	衣浦東部広域連合	529,531	446
	3	豊田市	415,099	539
	4	岡崎市	381,388	403
	5	一宮市	373,354	404
	6	豊橋市	363,441	347
	7	尾三消防組合	328,384	342
	8	春日井市	303,977	313
10 万 人 以 上 30 万 人 未 満	1	知多中部広域事務組合	235,763	267
	2	豊川市	183,947	197
	3	西春日井広域事務組合	168,456	177
	4	西尾市	167,431	206
	5	小牧市	145,561	169
	6	稲沢市	131,617	163
	7	瀬戸市	125,564	140
	8	海部東部消防組合	118,659	156
	9	東海市	112,245	122
消防本部名			管轄人口	消防吏員数
10 万 人 未 満	1	江南市	96,281	109
	2	大府市	93,143	105
	3	尾張旭市	83,115	96
	4	知多市	82,209	108
	5	蒲郡市	77,680	111
	6	犬山市	71,142	105
	7	愛西市	59,027	102
	8	津島市	58,944	79
	9	丹羽広域事務組合	58,423	91
	10	常滑市	58,217	100
	11	田原市	56,889	117
	12	新城市	49,156	153
	13	岩倉市	47,572	58
	14	海部南部消防組合	46,714	111
	15	幸田町	42,178	62
	16	蟹江町	36,715	61
	17	知多南部消防組合	36,683	89
県計（34消防本部） 人口：7,460,648人 消防吏員数：8,483人				

※2024年4月1日現在（人口は愛知県推計値）

(ウ) 消防吏員

消防吏員数は、2024 年 4 月 1 日現在で 8,483 人であり、年々増加しているものの、多くの消防本部で職員の年代構成に不均衡が生じている。

一方、消防本部と連携して活動を行う消防団員は、年々減少傾向にあり、2024 年 4 月 1 日現在で 20,991 人となっており、10 年前と比較すると約 1 割の減少が見られ、担い手が不足している。



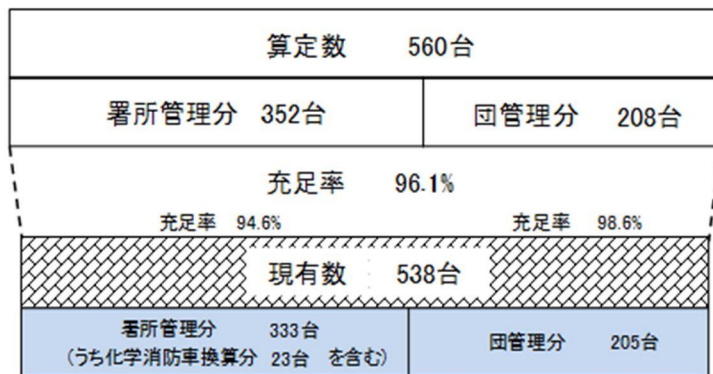
(3) 消防施設（車両）の状況

消防車両の配置状況について、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づく算定数と現有数を比較した結果は以下のとおり。（2022 年 4 月 1 日現在）

※出典：「令和 4 年度消防施設整備計画実態調査」（消防庁）

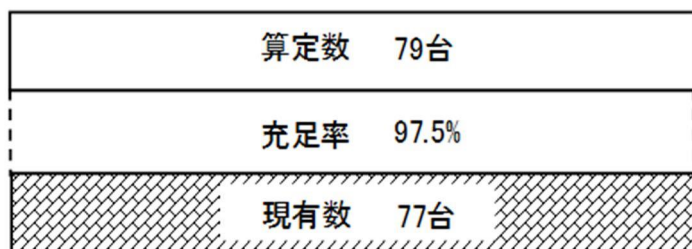
(ア) 消防ポンプ自動車

算定数 560 台に対し、538 台を配置している。（充足率 96.1%） ※全国の充足率 98.4%



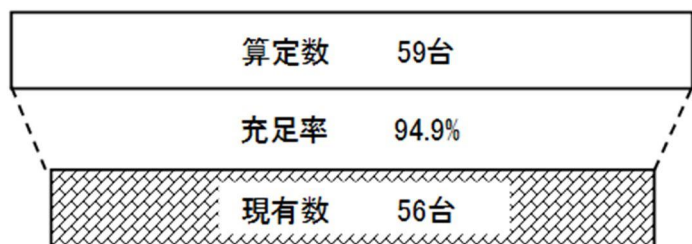
(イ) はしご自動車

算定数 79 台に対し、77 台を配置している。（充足率 97.5%） ※全国の充足率 88.0%



(ウ) 化学消防車

算定数 59 台に対し、56 台を配置している。（充足率 94.9%） ※全国の充足率 92.4%



(エ) 救急自動車

算定数 256 台に対し、244 台を配置している。（充足率 95.3%） ※全国の充足率 96.9%



(4) 消防費の状況

2023年度の市町村の消防費に係る県民1人あたりの決算額は、14,494円で、各消防本部の事情により大きな差がみられる。

また、市町村の普通会計に占める消防費の比率は、2023年度は3.1%で、10年前(2014年度)の3.4%と比較すると0.3ポイント減少している。市町村及び一部事務組合等の消防費に占める一般財源の比率は、2023年度は87.2%で、10年前の88.2%と比較すると約1ポイントの減少となっている。

※出典：「愛知県消防年報（令和6年版）」、「同左（平成27年版）」

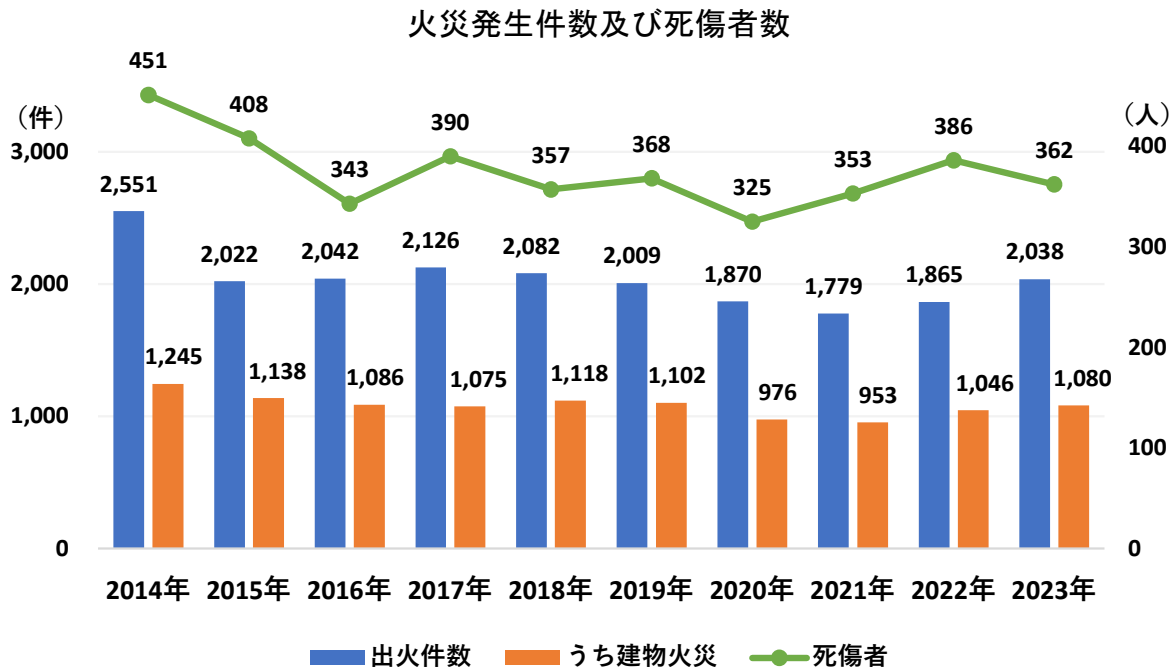
(5) 消防需要の動向

(ア) 火災発生件数

火災発生件数は、2019年から2023年の5か年平均は1,912件で、それ以前の5か年平均の2,165件と比較すると約12%減少したが、2023年中の発生件数は2,038件と東京都、千葉県、神奈川県に次いで全国で4番目に多く発生している。

死傷者数は、2019年から2023年の5か年平均は359人で、それ以前の5か年平均の390人と比較すると約8%減少したが、2023年の死傷者は362人と東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県に次いで全国で5番目に多い人数である。

なお、火災種別では、建物火災の割合が約半数を占めている。

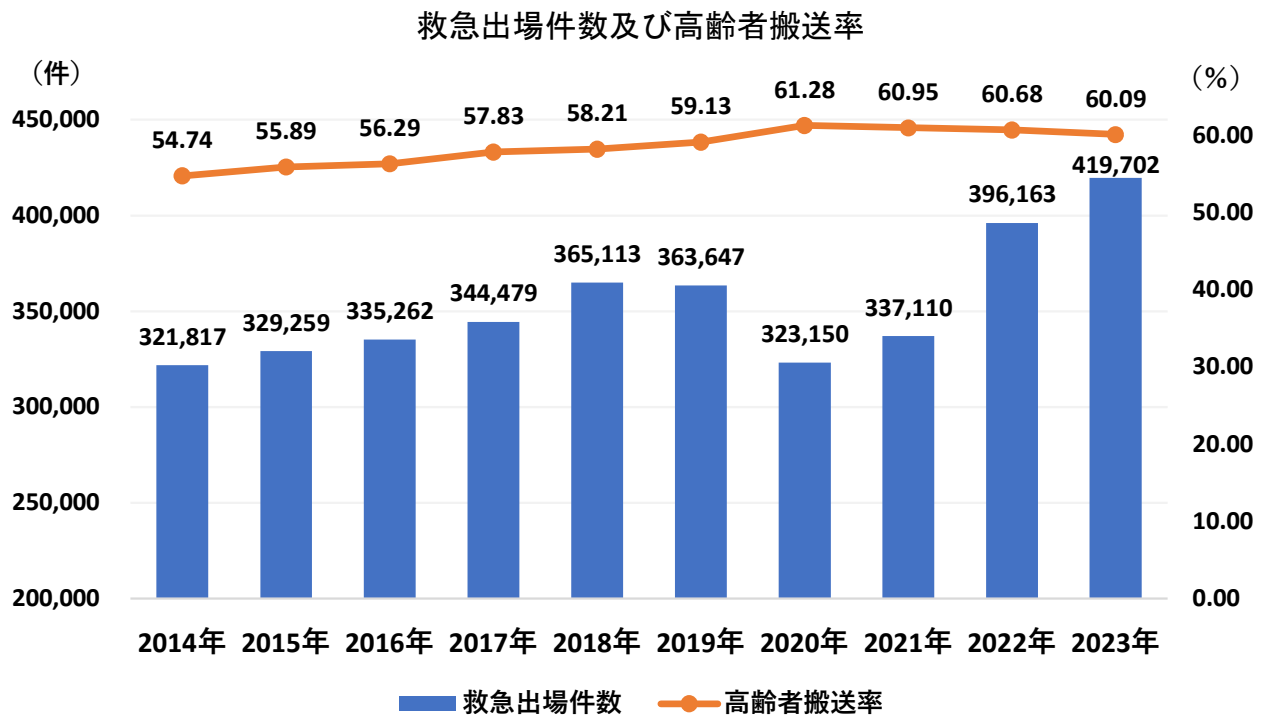


(イ) 救急出場件数

救急出場件数は急激に増加しており、2023 年中の件数は 419,702 件で、10 年前と比較すると約 30%の増となっている。

このうち、高齢者の搬送率は増加傾向にあり、2023 年中では全体の約 60%で、10 年前と比較すると約 5 ポイントの増となっており、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加することが予想される。

また、2003 年から 2015 年にかけて、救急救命士の処置範囲の拡大がなされており、傷病者への高度な対応のため、救急救命士の知識と技術の向上が求められている。



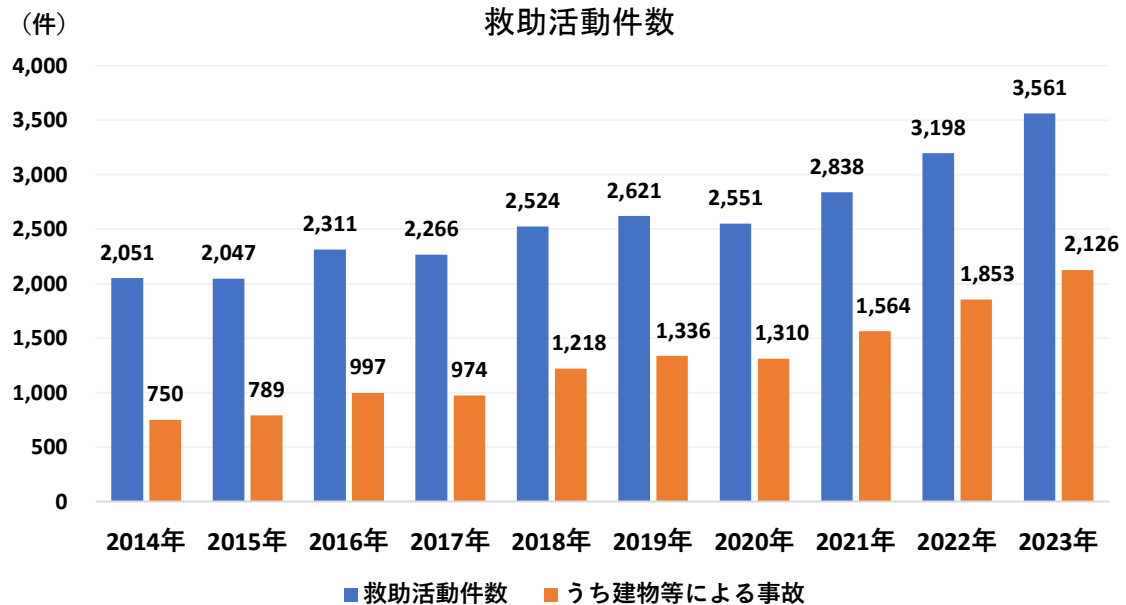
<救急救命士の処置範囲拡大の変遷>

2003 年 4 月～	心肺停止傷病者に対する包括的指示による除細動（医師の包括的指示下で行う電気ショック）※以下は個別指示が必要
2004 年 7 月～	気管挿管（気管に直接チューブを挿入し、酸素を送る処置）
2006 年 4 月～	薬剤投与（心拍を再開させるために行うアドレナリンの投与）
2014 年 4 月～	心肺停止前静脈路確保及び輸液（増悪するショック状態） 血糖測定及び低血糖症例へのブドウ糖溶液投与
2015 年 6 月～	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保

(ウ) 救助活動件数

救助活動件数は急激に増加しており、2023 年中の件数は 3,561 件で、10 年前と比較すると約 74%の増となっている。

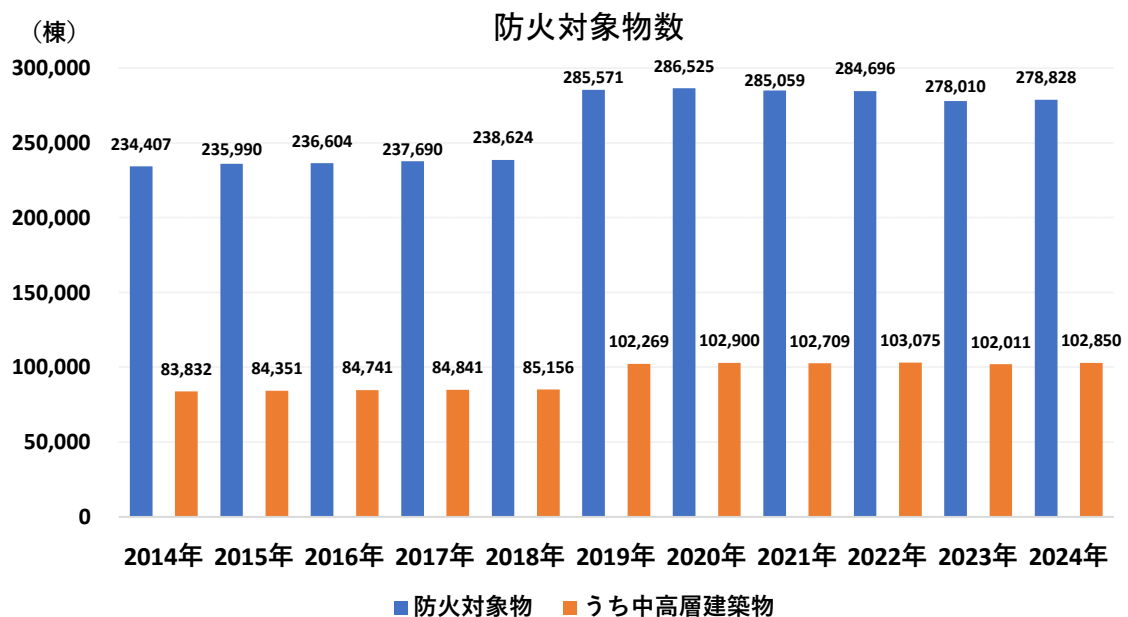
なお、事故種別では建物等による事故が最も多く、2019 年以降は半数以上を占めている。



(エ) 防火対象物数

不特定多数の者が利用する建造物などの防火対象物の数は、2024 年 3 月末で 278,828 施設あり、10 年前と比較すると約 19%の増加となっている。また、3 階建て以上の中高層建築物については 102,850 棟となっており、10 年前と比較すると約 23%の増加となっている。

また、社会的に影響のある火災を踏まえた消防法令の改正（スプリンクラー設備及び消火器具の基準強化）に伴い、予防業務は増加傾向にある。

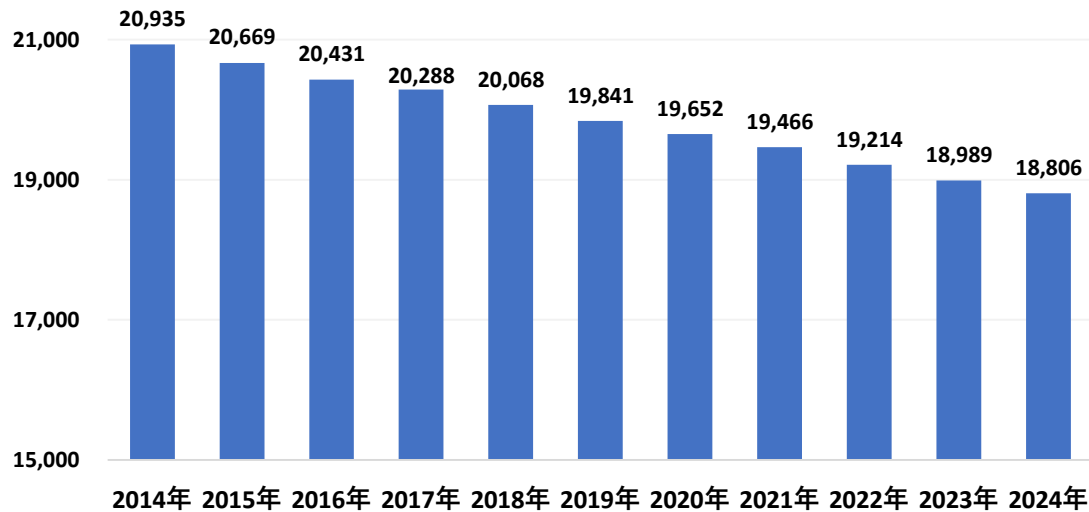


(オ) 危険物施設数

石油等の危険物を製造又は貯蔵し、取扱う危険物施設の数 は 2024 年 3 月末で 18,806 施設あり、10 年前と比較すると約 10%の減少となっているものの、火災や事故の件数は、2019 年から 2023 年の 5 か年平均で 57 件あり、それ以前の 5 か年平均の 52 件と比較すると約 10%増加しており、全体的には増加傾向にある。

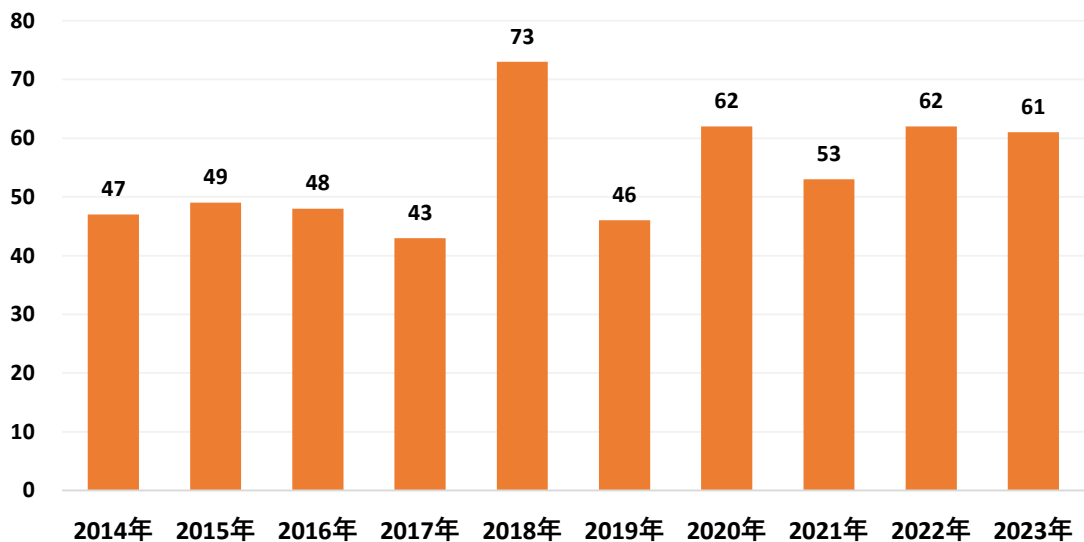
(施設)

危険物施設数



危険物施設数の火災及び事故件数

(件)



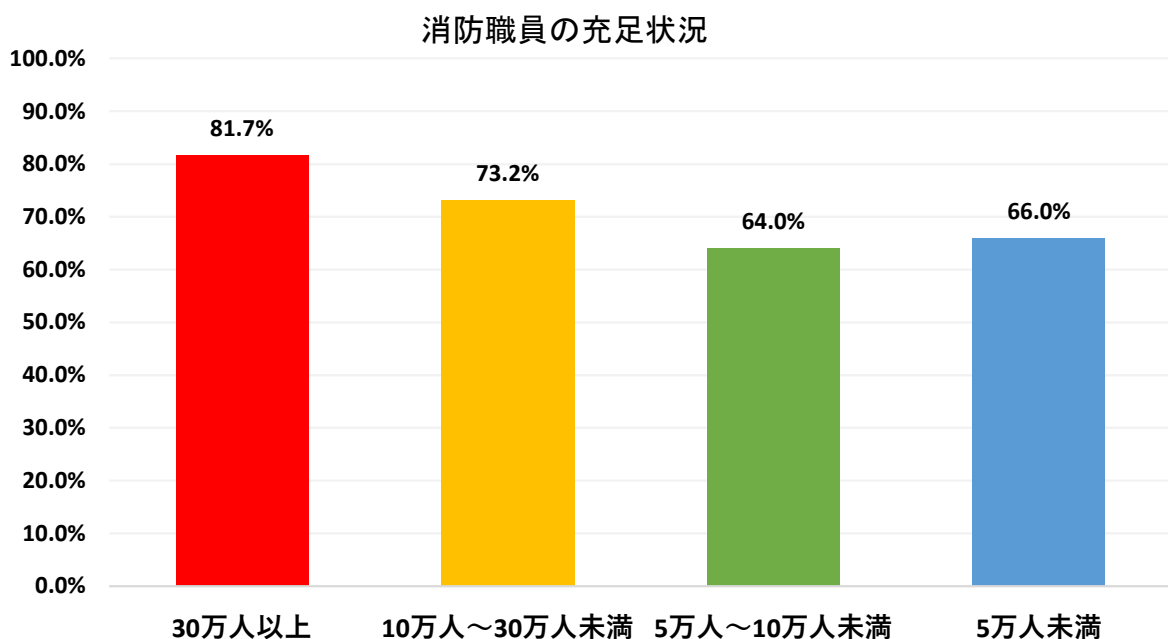
2 消防本部規模（管轄人口）ごとに比較した消防力の分析結果

（１）消防職員の充足状況

各消防本部の消防職員については、消防力の整備指針に基づく人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。消防本部の規模ごとに、消防力の整備指針に基づく人員に対する充足状況を比較した。（2022 年 4 月 1 日現在）

管轄人口 5 万人未満の消防本部の充足率が 66.0%であるのに対して、管轄人口 30 万人以上の消防本部は、81.7%となっている。規模が大きい消防本部ほど、消防職員の充足率が高い傾向にある。

※出典：「令和 4 年度消防施設整備計画実態調査」（消防庁）



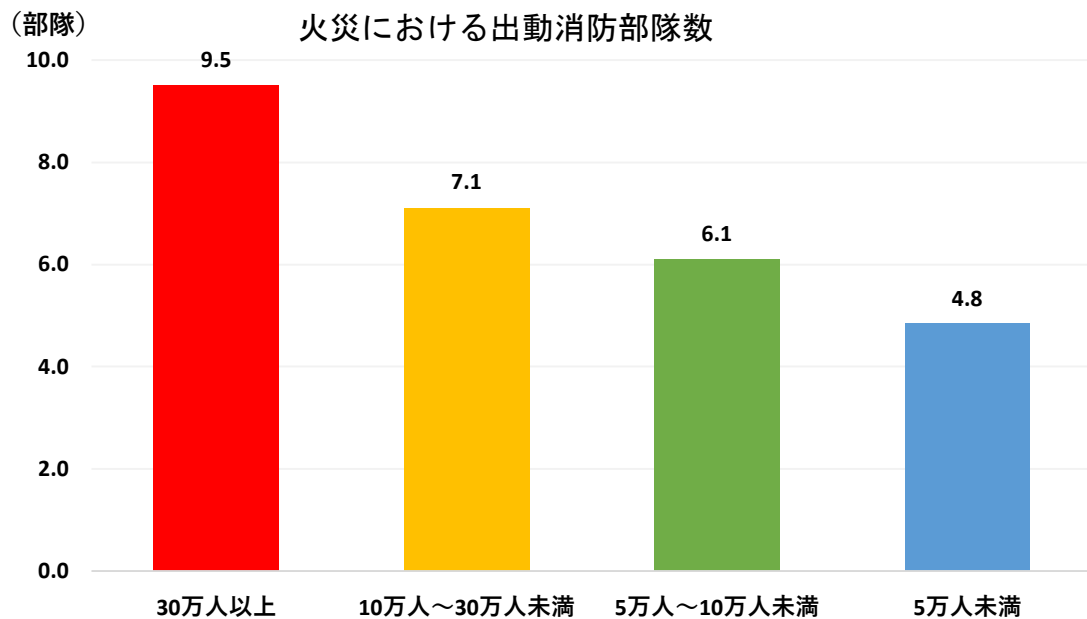
※管轄人口ごとで分けた消防本部の平均値

30万人以上		10万人～30万人未満		5万人～10万人未満		5万人未満	
消防本部名	%	消防本部名	%	消防本部名	%	消防本部名	%
名古屋市	90.6	知多中部広域事務組合	66.9	江南市	58.6	新城市	81.3
衣浦東部広域連合	64.7	豊川市	79.6	大府市	58.8	岩倉市	50.9
豊田市	83.1	西春日井広域事務組合	71.8	尾張旭市	64.6	海部南部消防組合	71.9
岡崎市	76.1	西尾市	63.0	知多市	66.0	幸田町	53.7
一宮市	92.0	小牧市	77.7	蒲郡市	70.8	蟹江町	60.6
豊橋市	91.5	稲沢市	79.5	犬山市	64.8	知多南部消防組合	77.3
尾三消防組合	69.8	瀬戸市	64.1	愛西市	62.3		
春日井市	85.4	海部東部消防組合	91.5	津島市	56.4		
		東海市	64.4	丹羽広域事務組合	61.2		
				常滑市	74.6		
				田原市	65.6		

（２）火災における出動消防部隊数

消防本部の規模別に、火災における出動部隊数の平均値を比較した。（出動消防部隊数は、2024 年 10 月に県から消防本部に対して実施したアンケート調査の結果による。）

管轄人口 5 万人未満の消防本部の平均が 4.8 部隊であるのに対して、管轄人口 30 万人以上の消防本部の平均は 9.5 部隊となっている。規模が大きい消防本部ほど、出動消防部隊数が充実している傾向にある。



※管轄人口ごとで分けた消防本部の平均値

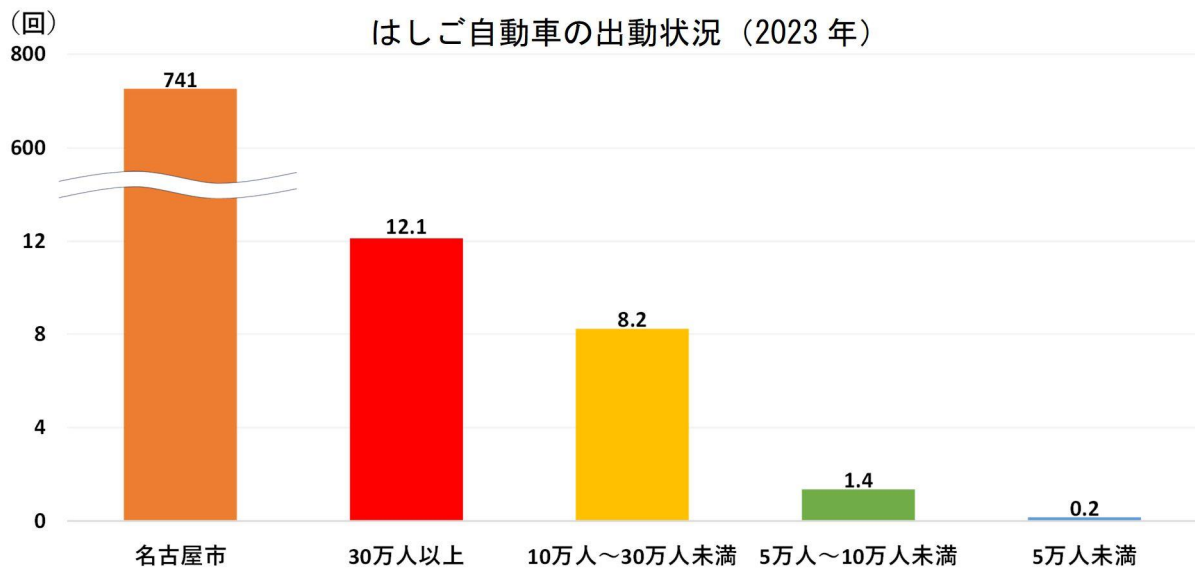
30万人以上		10万人～30万人未満		5万人～10万人未満		5万人未満	
消防本部名	部隊	消防本部名	部隊	消防本部名	部隊	消防本部名	部隊
名古屋市	15	知多中部広域事務組合	7	江南市	5	新城市	4
衣浦東部広域連合	10	豊川市	7	大府市	5	岩倉市	4
豊田市	9	西春日井広域事務組合	7	尾張旭市	5	海部南部消防組合	7
岡崎市	7	西尾市	6	知多市	7	幸田町	4
一宮市	10	小牧市	8	蒲郡市	6	蟹江町	4
豊橋市	7	稲沢市	7	犬山市	7	知多南部消防組合	6
尾三消防組合	10	瀬戸市	5	愛西市	7		
春日井市	8	海部東部消防組合	7	津島市	5		
		東海市	10	丹羽広域事務組合	7		
				常滑市	6		
				田原市	7		

（３）はしご自動車の出動状況

消防本部の規模別に、2023 年中のはしご自動車の出動回数を比較した。（出動回数は 2024 年 10 月に県から消防本部に対して実施したアンケート調査の結果による。）

管轄人口 5 万人未満の消防本部の平均出動回数が 0.2 回であるのに対して、管轄人口 30 万人以上の消防本部（名古屋市除く）の平均は 12.1 回となっている。規模が大きい消防本部ほど、はしご自動車の出動頻度が高い傾向にある。

なお、県内消防本部が保有するはしご自動車 78 台のうち 11 台が年間（2023 年中）1 回も出動していない。



※管轄人口ごとで分けた消防本部の平均値

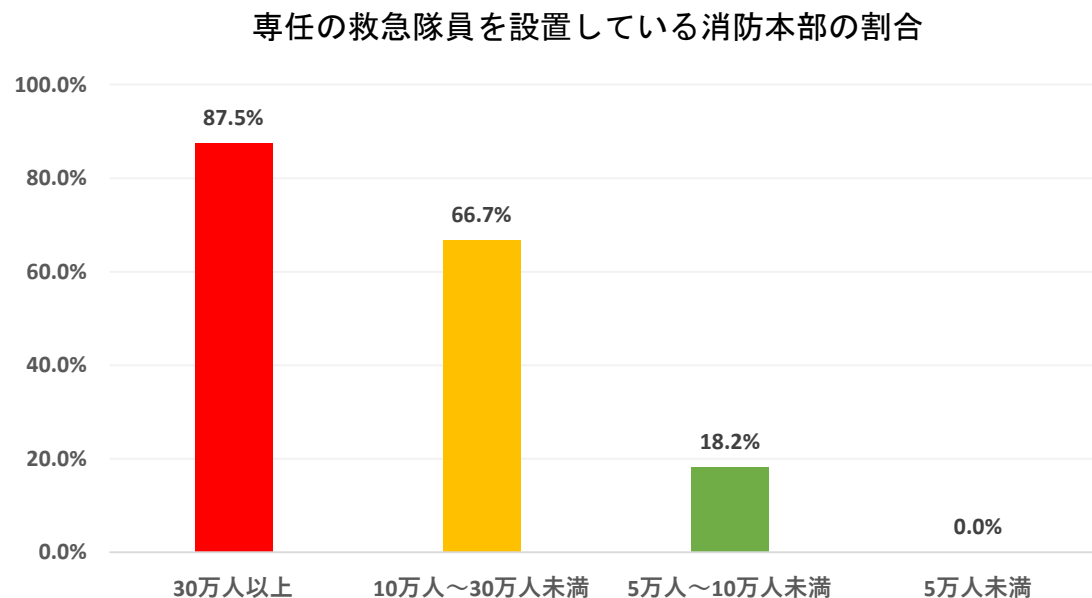
※「30 万人以上」は、名古屋市を除く 7 消防本部の平均値

30万人以上		10万人～30万人未満		5万人～10万人未満		5万人未満	
消防本部名	回	消防本部名	回	消防本部名	回	消防本部名	回
名古屋市	741	知多中部広域事務組合	10	江南市	5	新城市	0
衣浦東部広域連合	11	豊川市	5	大府市	4	岩倉市	0
豊田市	27	西春日井広域事務組合	33	尾張旭市	1	海部南部消防組合	1
岡崎市	9	西尾市	2	知多市	0	幸田町	0
一宮市	7	小牧市	12	蒲郡市	3	蟹江町	0
豊橋市	8	稲沢市	3	犬山市	0	知多南部消防組合	0
尾三消防組合	5	瀬戸市	2	愛西市	0		
春日井市	18	海部東部消防組合	5	津島市	0		
		東海市	2	丹羽広域事務組合	0		
				常滑市	1		
				田原市	1		

(4) 専任の救急隊員・救助隊員を設置している消防本部の割合

消防本部の規模別に、専任の救急隊員・救助隊員を設置している割合を比較した。(専任状況は、救急事故等報告要領(消防庁長官通知)に基づく年報報告のデータを参照。)(2024年4月1日現在)

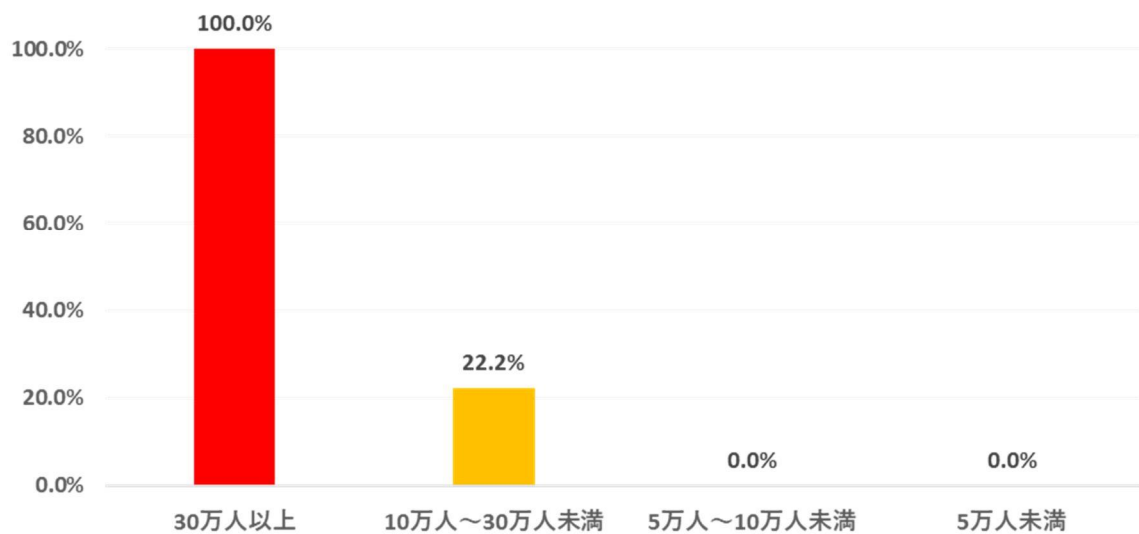
規模が大きい消防本部ほど、専任の救急隊員・救助隊員を設置している割合が高くなっている。



■専任の救急隊員の設置状況

30万人以上		10万人～30万人未満		5万人～10万人未満		5万人未満	
消防本部名	専任	消防本部名	専任	消防本部名	専任	消防本部名	専任
名古屋市	○	知多中部広域事務組合	○	江南市		新城市	
衣浦東部広域連合	○	豊川市	○	大府市		岩倉市	
豊田市	○	西春日井広域事務組合		尾張旭市		海部南部消防組合	
岡崎市	○	西尾市	○	知多市		幸田町	
一宮市	○	小牧市		蒲郡市	○	蟹江町	
豊橋市	○	稲沢市	○	犬山市		知多南部消防組合	
尾三消防組合		瀬戸市	○	愛西市			
春日井市	○	海部東部消防組合		津島市			
		東海市	○	丹羽広域事務組合			
				常滑市	○		
				田原市			

専任の救助隊員を設置している消防本部の割合



■専任の救助隊員の設置状況

30万人以上		10万人～30万人未満		5万人～10万人未満		5万人未満	
消防本部名	専任	消防本部名	専任	消防本部名	専任	消防本部名	専任
名古屋市	○	知多中部広域事務組合	○	江南市		新城市	
衣浦東部広域連合	○	豊川市		大府市		岩倉市	
豊田市	○	西春日井広域事務組合		尾張旭市		海部南部消防組合	
岡崎市	○	西尾市		知多市		幸田町	
一宮市	○	小牧市		蒲郡市		蟹江町	
豊橋市	○	稲沢市		犬山市		知多南部消防組合	
尾三消防組合	○	瀬戸市		愛西市			
春日井市	○	海部東部消防組合	○	津島市			
		東海市		丹羽広域事務組合			
				常滑市			
				田原市			

3 市町村の消防の将来見通し

消防を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、住民ニーズの多様化、災害や事故の大規模化、複雑化、救急需要の増大と高度化、テロ行為等の武力攻撃事態への対応など、今後も大きく変化していくことが予想される。

最近では、令和6年能登半島地震などの地震災害のほか、令和6年台風第10号などの台風や大雨による災害が発生しているが、この地域は、南海トラフ地震の発生も危惧されており、安全・安心に対する社会の認識の高まりの中、消防の役割はますます重要になっていくものと思われる。

特に救急については、需要が増大し、その対応が求められている。さらに、救命率の向上を図るため、2003年から2015年にかけて、救急隊員の行う処置範囲が拡大されている。気管挿管や薬剤投与など、高度な処置を実施するためには、研修や訓練が不可欠であるが、救急救命士に対する研修や訓練、再教育等が可能となる十分な人員配置が必要である。

また、火災予防対策においては、予防・危険物規制や火災原因の調査・立入検査などにおいて、専門的な能力の向上が求められており、人材の育成が急務となっている。

一方、人口推計からは、少子高齢化の進展が予想され、高齢者の増加は火災による死傷者や救急業務への影響が心配されるほか、地域の消防の重要な担い手である消防団員の確保への影響も懸念される。また、大幅な人口減少が見込まれる地域では、現在の消防力を維持することが難しくなる可能性も心配される。

組織の状況について、現在の消防本部の職員構成をみると、多くの消防本部で職員の年代構成比に不均衡が生じているが、こうした状況にある本部や職員数の少ない本部は、人事の硬直化が進むことや、研修要員の確保が難しいことから職員の育成が進まず、職員の士気が低下することも心配される。

財政面においても、多くの市町村で人口減少が見込まれ、今後とも現在の消防力を維持していくためには、住民1人あたりの負担額が増加することになり、将来にわたって現在の水準を維持していくことは容易ではないと予想される。

こうした状況の中、環境の変化に的確に対応しながら、住民の生命、身体、財産を守るという責務を果たしていくために、さらに消防体制の充実強化を図っていくことが、今後の市町村消防の大きな課題であると考えられる。

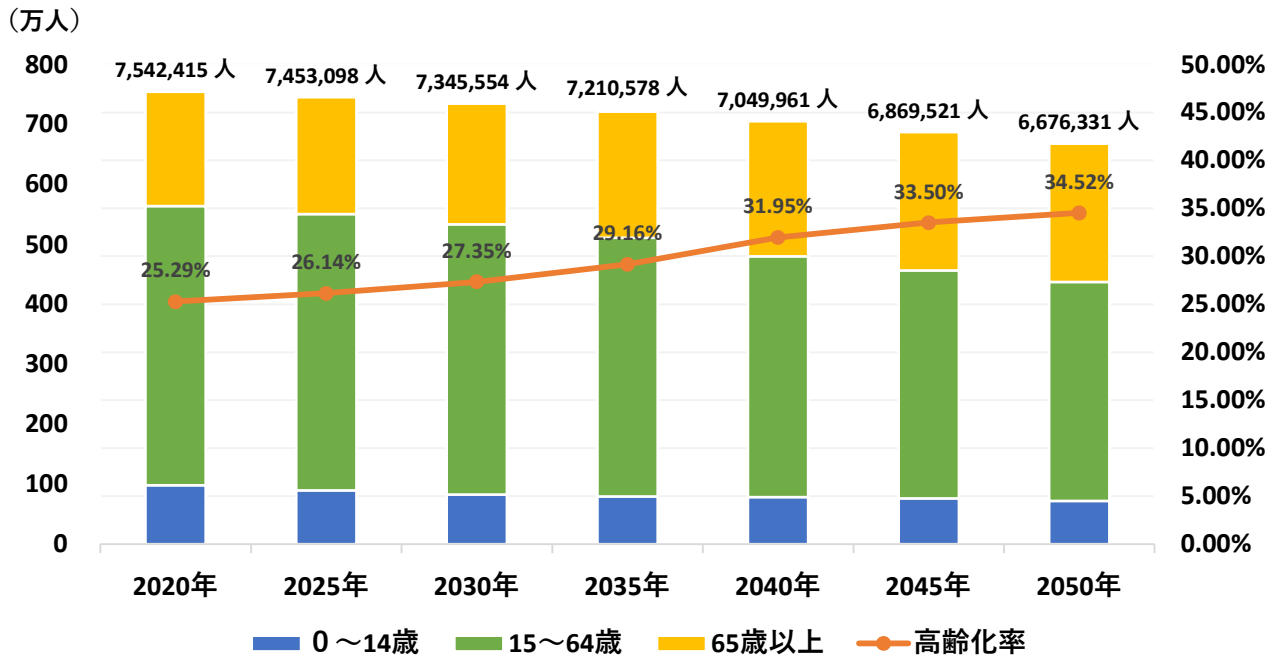
(1) 愛知県の将来推計人口及び高齢化率

愛知県では今後、人口減少と高齢化が進み、2050年には、2020年から総人口が約88.5%となり、高齢化率は2040年から30%を超えることが予測されている。

※出典：「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

(国立社会保障・人口問題研究所)

愛知県の将来推計人口



(2) 消防本部管轄の将来推計人口及び高齢化率

2020 年と 2050 年の消防本部管轄の推計人口を比較すると、管轄人口 5 万人未満の消防本部数が 5 本部から 9 本部に増加する。また、全ての消防本部において高齢化率が 5 ポイント以上増加する。

※出典：「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)年推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)

■将来推計人口

管轄消防本部	2020年 人口(人)	2050年 人口(人)	増減率 2020年⇒2050年	管轄消防本部	2020年 人口(人)	2050年 人口(人)	増減率 2020年⇒2050年
名古屋市	2,332,176	2,122,366	△ 9.0%	東海市	113,787	106,739	△ 6.2%
豊橋市	371,920	304,309	△ 18.2%	大府市	93,123	94,007	0.9%
岡崎市	384,654	355,210	△ 7.7%	知多市	84,364	69,197	△ 18.0%
一宮市	380,073	321,749	△ 15.3%	尾張旭市	83,144	75,084	△ 9.7%
瀬戸市	127,792	102,422	△ 19.9%	岩倉市	47,983	40,633	△ 15.3%
春日井市	308,681	273,342	△ 11.4%	田原市	59,360	41,015	△ 30.9%
豊川市	184,661	160,223	△ 13.2%	愛西市	60,829	42,323	△ 30.4%
津島市	60,942	42,290	△ 30.6%	蟹江町	37,338	31,731	△ 15.0%
豊田市	422,330	370,200	△ 12.3%	幸田町	42,449	41,088	△ 3.2%
西尾市	169,046	154,392	△ 8.7%	知多中部広域事務組合	239,398	212,186	△ 11.4%
蒲郡市	79,538	63,506	△ 20.2%	海部東部消防組合	118,525	103,839	△ 12.4%
犬山市	73,090	58,275	△ 20.3%	尾三消防組合	326,832	314,052	△ 3.9%
常滑市	58,710	59,092	0.7%	海部南部消防組合	47,600	39,967	△ 16.0%
江南市	98,255	80,266	△ 18.3%	丹羽広域事務組合	58,438	53,888	△ 7.8%
小牧市	148,831	124,365	△ 16.4%	知多南部消防組合	39,113	21,925	△ 43.9%
稲沢市	134,751	107,170	△ 20.5%	衣浦東部広域連合	532,581	499,130	△ 6.3%
新城市	52,751	29,368	△ 44.3%	西春日井広域事務組合	169,350	160,982	△ 4.9%

※下線部分は管轄人口 5 万人未満

■高齢化率の推計

管轄消防本部	2020年 高齢化率	2050年 高齢化率	増減 (ポイント)	管轄消防本部	2020年 高齢化率	2050年 高齢化率	増減 (ポイント)
名古屋市	25.3%	33.7%	+8.4	東海市	22.6%	30.1%	+7.5
豊橋市	26.0%	37.3%	+11.3	大府市	21.7%	30.0%	+8.3
岡崎市	23.6%	33.7%	+10.1	知多市	28.0%	37.2%	+9.2
一宮市	27.6%	38.0%	+10.4	尾張旭市	26.1%	36.8%	+10.7
瀬戸市	30.1%	39.2%	+9.1	岩倉市	25.7%	34.1%	+8.4
春日井市	26.2%	34.7%	+8.5	田原市	28.7%	42.2%	+13.5
豊川市	26.2%	35.4%	+9.2	愛西市	31.7%	42.6%	+10.9
津島市	30.2%	46.2%	+16.0	蟹江町	25.8%	34.9%	+9.1
豊田市	23.3%	33.4%	+10.1	幸田町	21.7%	31.9%	+10.2
西尾市	25.8%	33.8%	+8.0	知多中部広域事務組合	25.2%	34.6%	+9.4
蒲郡市	29.7%	38.1%	+8.4	海部東部消防組合	25.3%	34.4%	+9.1
犬山市	29.4%	38.2%	+8.8	尾三消防組合	21.3%	32.4%	+11.1
常滑市	25.4%	30.7%	+5.3	海部南部消防組合	26.9%	36.2%	+9.3
江南市	28.4%	38.9%	+10.5	丹羽広域事務組合	25.7%	34.1%	+8.4
小牧市	25.0%	35.5%	+10.5	知多南部消防組合	34.0%	50.7%	+16.7
稲沢市	27.8%	37.5%	+9.7	衣浦東部広域連合	21.1%	31.8%	+10.7
新城市	38.6%	51.6%	+13.0	西春日井広域事務組合	24.5%	31.3%	+6.8

(3) 消防本部別での経常経費額

2020 年の経常経費を維持することとした場合、2050 年人口との 1 人当たりの費用を比較すると、23 の消防本部において、10%以上の増額となっている。

管轄消防本部	経常経費額 (千円)	1人当 経常経費額 (円)	1人当 経常経費額 (円)	1人当 経常経費額 増加率	管轄消防本部	経常経費額 (千円)	1人当 経常経費額 (円)	1人当 経常経費額 (円)	1人当 経常経費額 増加率
	2020年	2020年	2050年	2020⇒2050年		2020年	2020年	2050年	2020⇒2050年
名古屋市	24,877,201	10,667	11,721	9.9%	東海市	1,169,657	10,279	10,958	6.6%
豊橋市	3,618,104	9,728	11,890	22.2%	大府市	1,039,562	11,163	11,058	△ 0.9%
岡崎市	3,744,021	9,733	10,540	8.3%	知多市	860,055	10,195	12,429	21.9%
一宮市	3,799,990	9,998	11,810	18.1%	尾張旭市	802,453	9,651	10,687	10.7%
瀬戸市	1,268,897	9,929	12,389	24.8%	岩倉市	500,008	10,421	12,305	18.1%
春日井市	2,752,085	8,916	10,068	12.9%	田原市	1,160,126	19,544	28,285	44.7%
豊川市	1,969,258	10,664	12,291	15.3%	愛西市	898,302	14,768	21,225	43.7%
津島市	741,942	12,175	17,544	44.1%	蟹江町	522,470	13,993	16,466	17.7%
豊田市	6,451,644	15,276	17,427	14.1%	幸田町	571,010	13,452	13,897	3.3%
西尾市	2,063,762	12,208	13,367	9.5%	知多中部広域事務組合	2,826,919	11,808	13,323	12.8%
蒲郡市	1,188,893	14,947	18,721	25.2%	海部東部消防組合	1,247,853	10,528	12,017	14.1%
犬山市	857,164	11,728	14,709	25.4%	尾三消防組合	3,599,799	11,014	11,462	4.1%
常滑市	754,153	12,845	12,762	△ 0.6%	海部南部消防組合	996,115	20,927	24,923	19.1%
江南市	971,675	9,889	12,106	22.4%	丹羽広域事務組合	848,753	14,524	15,750	8.4%
小牧市	1,494,042	10,039	12,013	19.7%	知多南部消防組合	886,633	22,668	40,439	78.4%
稲沢市	1,482,830	11,004	13,836	25.7%	衣浦東部広域連合	4,954,407	9,303	9,926	6.7%
新城市	1,961,793	37,190	66,800	79.6%	西春日井広域事務組合	1,753,749	10,356	10,894	5.2%

※経常経費：人件費、物件費及び補助費（組合負担金を除く）を合算した。出典：「愛知県消防年報（令和3年版）」

※広域化した消防本部については、構成市町村及び委託町村の消防団に係る経費も含む。

(4) 南海トラフ地震の発生確率

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）に設置された地震調査委員会により公表された南海トラフ地震の発生確率

	10 年以内	20 年以内	30 年以内	40 年以内
2025 年 1 月公表	30%程度	60%程度	80%程度	90%程度

Ⅲ 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定

1 広域化対象市町村の考え方及び組合せ

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応や増大する救急需要、救急の高度化への対応が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えられる。

そのため、県全体を一つの単位とした区域（全県一区）での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つと言えるが、まずは地域事情等を考慮しながら実現の可能性も加味し、愛知県全体として消防体制の充実強化を図る必要がある。

広域化対象市町村の組合せは、2008年3月の計画策定時に設定した組合せを基本としつつ、その後の高機能消防指令センターの共同運用（以下、「指令の共同運用」という。）など消防の連携・協力の動きや、広域化に向けた県内市町村の動向を踏まえて変更する。

（１）基本的な考え方

①既存の消防本部は分割しない。

一部事務組合や広域連合を含め、現在の消防本部については、これまでの実績と地域住民とのつながりなどを考慮し、分割しない。

②管轄人口は概ね30万人以上とし、現在30万人を超えている消防本部も対象とする。

県全体で広域化を進めるためには、管轄人口30万人以上の消防本部も含めた広域化でないと、消防体制の整備及び確立を図るための広域化の実現が難しいことから、現在、30万人以上の消防本部も広域化の対象とする。

③既存の2次医療圏、2次救急医療圏との整合を考慮する。

④地域の実情を考慮する。

（２）広域化対象市町村の組合せ

基本的な考え方に基づき、既存の2次医療圏、救急2次医療圏について、人口推計、日常の住民行動、消防署所からの到達圏域、救急患者の搬送先、消防車両の充足率、通信・事務要員の現場配置換えの可能性、職員の年齢構成などの分析や、救急需要が増大している中、医療提供体制などの観点からも、できるだけ広域とすることが望ましいと考えられることから、2次医療圏を基本とし、人口が30万人に満たない尾張中部（清須市、北名古屋市、豊山町）及び東三河北部（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）については、上記の分析等を考慮し、それぞれ尾張北部、東三河南部と併せた組合せとした。

名古屋市、瀬戸市、尾張旭市及び海部地域（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）については、2025年4月から指令の共同運用を予定していることから、一つの圏域とする。なお、本圏域を管轄する消防本部において、2023年11月に消防広域化研究会を設置し、広域化について研究を進めている。

また、豊田市については、単体としてのまとまりが強いため、単独とする。

なお、西尾市については、管轄人口が約17万人であることから、広域化の必要性を認識し

ているものの、周辺市町との検討・協議になお時間を要する状況であることから当面の間は単独とする。将来的には「(3) 長期的展望による広域化対象市町村の組合せ」にて示すとおり、高機能消防指令センターの更新時期を見据えて、指令の共同運用や周辺市町との広域化について検討することが考えられる。

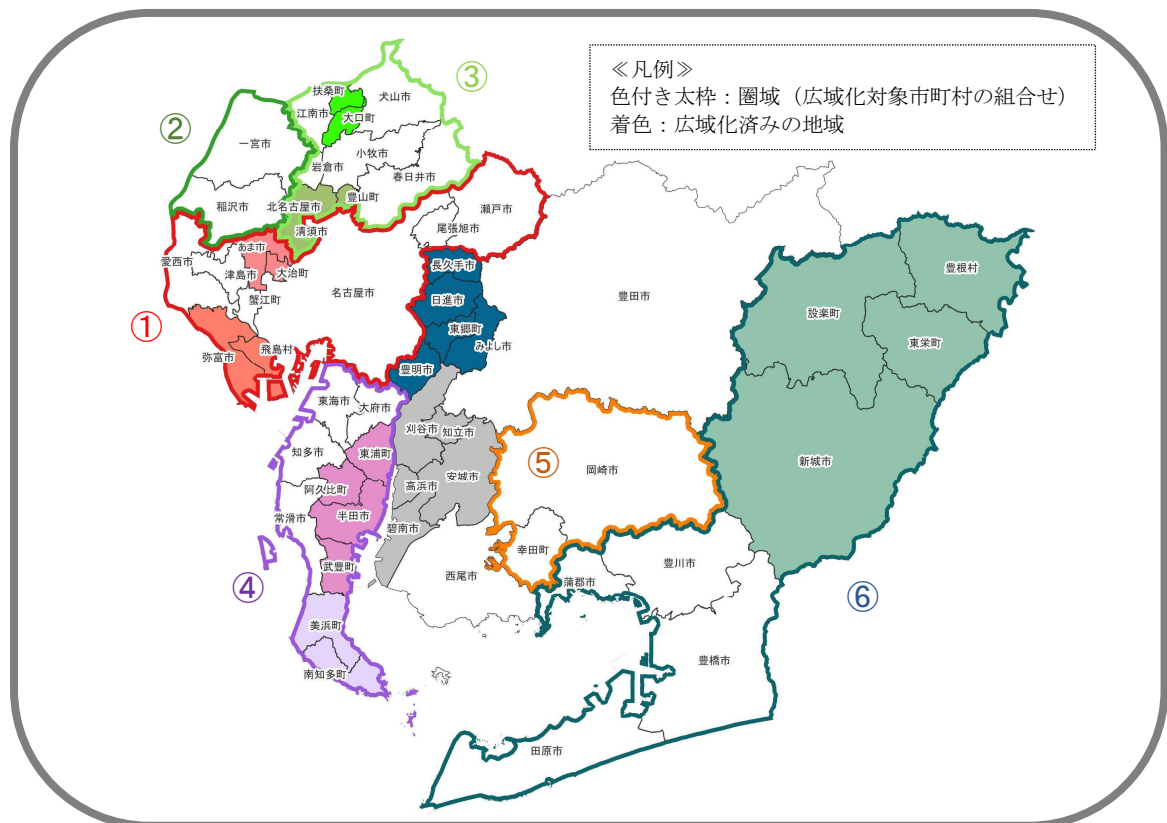
この結果、圏域単位で広域化が進んだ場合、県全体としての消防本部数は、現在の 34 本部から 10 本部となる。

< 広域化対象市町村の組合せ >

	圏域名等	構成市町村	人口(万人)	面積(k㎡)
①	名古屋・海部・尾張東部	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	285.1	668
②	尾張西部	一宮市、稲沢市	50.5	193
③	尾張中・北部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町	89.1	338
④	知多	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	61.8	392
⑤	岡崎額田	岡崎市、幸田町	42.4	444
⑥	東三河	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村	73.1	1,724
—	豊田市	—	41.5	918
—	西尾市	—	16.7	161
—	尾三消防組合	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町	32.8	130
—	衣浦東部広域連合	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	53.0	203

※豊田市、西尾市並びに尾三消防組合及び衣浦東部広域連合構成市町村については広域化の対象としない。

※人口は 2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

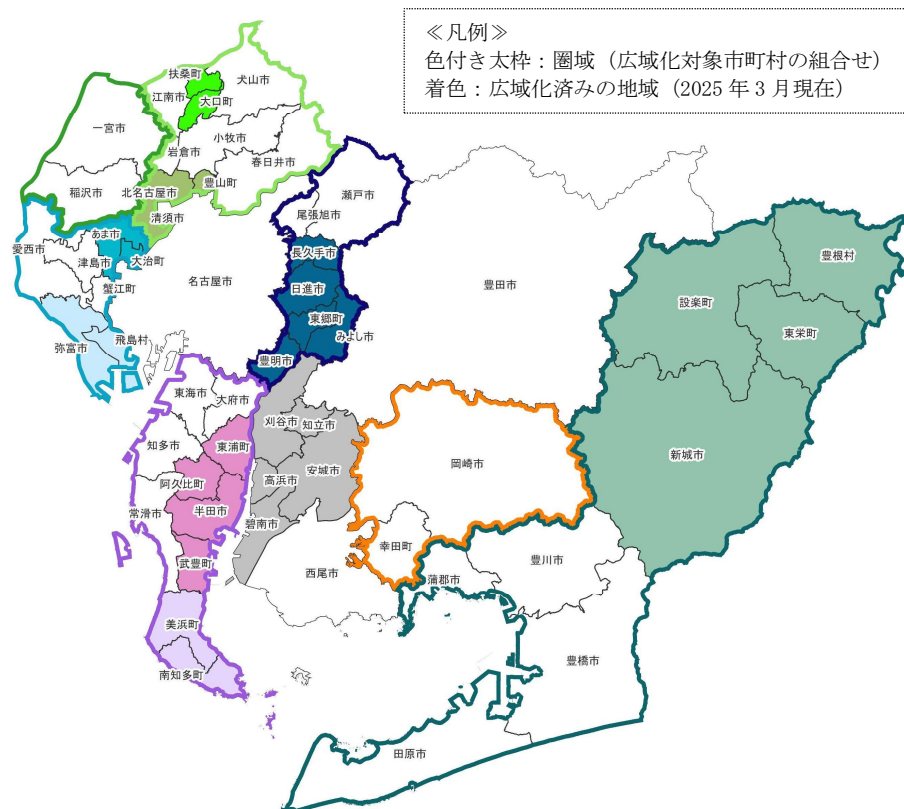


《参考》計画策定時（2008 年 3 月）の組合せ（現在の市町村名で整理）

圏域名	構成市町村
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張西部	一宮市、稲沢市
尾張中・北部	春日井市、大山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
知多	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
岡崎額田	岡崎市、幸田町
東三河	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

※名古屋市、豊田市及び衣浦東部広域連合構成市については広域化の対象としない。

※「西尾幡豆」圏域については、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町の1市3町が2011年4月に合併したことにより、西尾市の単独消防となった。



(3) 長期的展望による広域化対象市町村の組合せ

10年後から20年後については、(2)で示した「広域化対象市町村の組合せ」における複数の圏域等を組み合わせた、より広域な圏域での広域化を目指すことも考えられる。

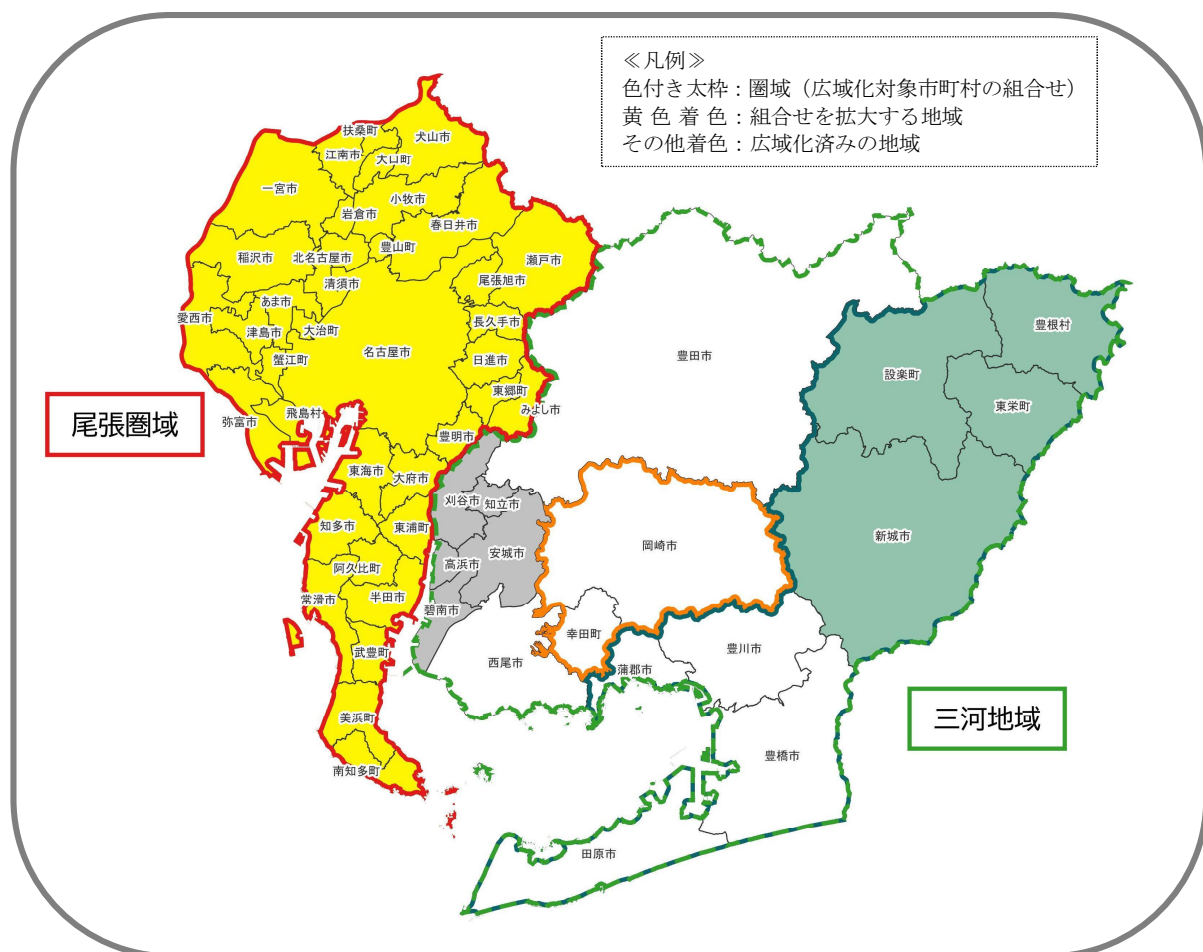
名古屋市の次期高機能消防指令センターの更新時期(2040年頃)を見据え、尾張地域の消防本部間で消防指令業務に係る意見交換・情報交換が行われていることから、指令の共同運用に向けた検討が進んだ場合の長期的展望として、尾張地域全体を一つの圏域とする。

なお、三河地域の市町村においても、高機能消防指令センターの更新時期を見据えて、指令の共同運用や、より大きな圏域での広域化について検討することが考えられる。

<長期的展望(10年後から20年後)による尾張圏域の構成市町村等>

圏域名等	構成市町村	人口(万人)	面積(k㎡)
尾張	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	519.4	1,721

※人口は2024年4月1日現在(愛知県推計値)



2 中心消防本部の設定

(1) 基本的な考え方

基本指針では、地域の実情に応じて、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部を、当該消防本部の同意を得た上で「中心消防本部」として推進計画に定めることができるとされている。

中心消防本部には、以下の事項を行うこと等により、広域化の合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

- ① 周辺の消防本部の広域化の意向を確認すること
- ② 消防力の現況等について情報交換を行うこと
- ③ 中心消防本部の呼びかけにより、広域化に関する協議会等を設置し、事務局として職員を派遣することで検討を前に進めるための基盤を作ること
- ④ 広域化実施に係る課題についての論点整理、意見集約を行うこと

(2) 中心消防本部の設定

「中心消防本部」は別表 1 のとおりとする。

(別表 1) 中心消防本部

圏域名	消防本部（局）
名古屋・海部・尾張東部	名古屋市消防局

3 消防広域化重点地域の指定

(1) 基本的な考え方

基本指針では、知事は、「広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを消防広域化重点地域に指定することができる。」としている。

- ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ② 広域化の気運が高い地域

(2) 消防広域化重点地域の指定

今後、広域化の気運が高まった地域については、「消防広域化重点地域」に指定した上で、その取組を他の地域よりも先行して集中的に推進することとする。

なお、愛知県では、2016 年 3 月 28 日に豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町を消防広域化重点地域として指定し、消防広域化に係る取組を重点的に進め、2018 年 4 月 1 日に消防広域化を実現した。

4 消防の連携・協力の考え方及び組合せ

(1) 基本的な考え方

消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現に時間を要することがあるが、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じ、事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であることから、実施することが可能と考えられる消防の連携・協力については、早期に順次実施することが望ましい。

推進計画では、関係市町村間で合意形成し、連携・協力に向けた具体的な協議を行っている地域及び既に連携・協力を実施している地域を「連携・協力対象市町村」と定める。

(2) 消防の連携・協力の類型

類型	内容	効果
ア 指令の共同運用	消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行う。	・効果的・効率的な応援体制の確立 ・施設の共有や共同整備による、整備費・維持管理費の削減 ・小規模な消防本部においても、高度な指令システムを導入可能 ・指令人員の削減による、現場要員の充実
イ 消防用車両、資機材等の共同整備	はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両や、NBC 関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材について、共同で整備する。	・高度な車両、資機材を配置することによる、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上 ・車両、資機材の購入費・維持管理費の効率化
ウ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力	高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、広域的な圏域での共同実施や、調査隊の共同設置等を行う。	・職員の知識・技能の向上が図られることによる複雑事案への対応能力の向上
エ 特殊な救助等専門部隊の共同設置	高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴い必要な資機材も共同整備する。	・特殊な災害への対応能力の向上 ・専門的な人材の育成 ・資機材の購入費・維持管理費の効率化
オ 専門的な人材育成の推進	救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能の蓄積がある中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れる。	・近隣消防本部間の消防力の格差の是正 ・他消防本部の地域の実情の把握や情報交換による知識・技術の向上
カ 訓練の定期的な共同実施	協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施する。	・災害対応の実効性の向上
キ 現場活動要領の統一	現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有する。	・知識や技術の向上 ・相互応援における活動の効率化 ・緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化

(3) 連携・協力対象市町村の組合せ

「連携・協力対象市町村」の組合せは別表2のとおりとする。

(別表2) 連携・協力対象市町村の組合せ

連携・協力事業	市町村
指令の共同運用	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
指令の共同運用	一宮市、稲沢市
指令の共同運用	犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
指令の共同運用	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
指令の共同運用	岡崎市、幸田町
指令の共同運用	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
消防用車両の共同整備	津島市、愛西市

(4) 高機能消防指令センターの共同運用について

指令の共同運用により、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されるなどの効果が見込まれる。

さらに、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きいとされている。

尾張地域の消防本部においては、名古屋市の高機能消防指令センターの次の更新時期である2040年頃を見据えて、消防指令業務に係る意見交換・情報交換が行われている。また、三河地域の高機能消防指令センターの更新時期を整理したところ、2035年前後に更新時期が集中していることから、指令の共同運用に向けた検討を促し、県として情報提供等の支援を行っていく。

<参考：高機能消防指令センターの更新時期>

消防指令センター名等	全体更新予定時期Ⅰ	全体更新予定時期Ⅱ
(尾張地域)		
名古屋市 防災指令センター	2023～2024 年度	2040 年頃
一宮市・稲沢市消防指令センター	2025 年度	2038 年頃
春日井市消防本部通信指令課	2028～2029 年度	(デジタル無線)2039～2040 年 (指令システム)2042～2043 年
尾張中北消防指令センター	—	(デジタル無線)2035 年度・2039 年度 (指令システム)2035 年度
知多広域消防指令センター	—	2035 年度
尾三消防本部指令課	2028～2029 年度	2039 年度
(三河地域)		
岡崎幸田消防指令センター	2026～2027 年度	2037 年頃
西尾市消防本部指令課	2024 年度	2034 年頃
豊田市消防本部指令課	2025 年度	2037 年頃
衣浦東部広域連合消防局通信指令課	2026 年度	2036 年頃
東三河消防指令センター	2023～2024 年度	2037～2038 年度

IV 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

推進計画策定にあたり、広域化の実現のためには解決すべき多くの課題があり、財政負担、給与調整、消防職員の身分や異動、出動体制の統一や消防本部の位置などのほか、関係市町村の規模の違いなどから生じる調整の難しさなどについて市町村等から意見・要望が寄せられている。これらは、今後、広域化の実現に向けて、具体的に関係市町村間で協議を行っていく中で、一つ一つ解決していかなければならない課題であり、様々な調整が必要となる。

広域化推進の主旨に沿って、消防体制の充実強化を図っていくために、県、市町村等関係者が一体となって協力し、広域化実現に向けて努力していく必要があり、県として十分な支援をしていく必要がある。

1 市町村に対する県の支援等

推進計画に基づく広域化を推進するため、県は関係市町村間の調整、相談対応及び調査などを実施し、広域化の実現に向けて市町村を支援していく。

- 消防広域化に関する手続きや課題解決等に対する助言
- 消防広域化に関する先進事例等の情報提供
- 国の支援策の活用等の連絡調整 等

2 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、消防組織法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行うことになる。

この調整とは、当該広域化対象市町村間の広域化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町村の合意形成のために行うものとする。

V 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化の効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要となる。そのためには、本部機能、指令業務の一元化及び職員の処遇の統一、また、職員間の意思疎通への配慮が必要となる。

また、地域の事情に応じて、消防本部と消防署間の円滑な連絡調整や管理、指導のため、消防本部の内部組織として「消防方面本部」を設置し運用することも有効であると考えられる。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合、広域連合(以下、「組合」という。)又は事務委託により行われることとなるが、それぞれの特徴を十分踏まえた上で、構成市町村又は受託市町村もしくは委託市町村(以下、「構成市町村」という。)との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を選択することが必要となる。

委託方式、組合方式のそれぞれについてみると、委託方式については、事務権限の所在が明確となる等の利点がある一方で、委託市町村において、当事者意識が希薄となる場合があるという問題点が指摘されている。

他方、組合方式については、構成市町村が基本的に同じ立場で組合運営に参画できる一方で、構成市町村間の調整がそれぞれ必要となり、意思決定に時間を要する場合がある。

その他、組合方式では、住民の目が直接届きにくいといった指摘もある。

また、委託・組合方式ともに、現在の消防本部ごとに運用体制が異なることから、新たな組織体制となることにより、一部の市町村では、広域化後の消防に要する経費の負担が増加する場合も考えられるため、十分な協議が必要となる。

3 広域化後の消防体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるので、そのための方策として、以下のような事項については、構成市町村間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効と考えられる。

(1) 組合方式による場合(一部事務組合及び広域連合)

- ①経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ②職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること。
- ⑥構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦組合の運営に関し、住民と身近な組織となるよう、広報に努めるとともにその意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託方式による場合

- ①委託料に係る基本的なルール
- ②災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが密接に連携することができるよう、相互連絡、情報共有、訓練等に関する計画を策定すること。
- ③消防事務の運営に関し、住民と身近な組織となるよう、広報に努めるとともにその意見を反映できるようにすること。

VI 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり消防力の整備指針第 35 条に基づき、一市町村に一団を置くこととなる。

広域化の結果、所属する組織が異なれば、常備消防との緊密な連携が希薄になることが懸念される。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があり、具体的には次のような方策が考えられる。

- ①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ②平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- ⑤市町村における消防団担当職員の消防業務に対する認識を深めるための研修等の実施

2 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要と考えられる。

広域化後の消防本部と防災業務を実施する市町村で組織が異なるために、連携が希薄になることが懸念される。特に常備消防は災害時の初動活動の中心的な組織として 24 時間体制で活動を行っており、広域化の結果、組織が異なれば、初動時の情報提供や対応協議のための連携が希薄になりやすいことが想定される。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要がある。具体的には次のような方策が考えられる。

- ①夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ②各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

VII 広域消防運営計画に関する事項

広域化対象市町村は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成していくこととなる。

「広域消防運営計画」には、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、消防本部の位置及び名称、市町村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項について定める必要があるが、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等の体制の整備や、組合構成市町村等が情報共有や意思疎通を緊密に保つための関係の整理のほか、経費負担や給与調整、必要な消防力の整備計画、市町村との連携方法、消防団との連携方法など、必要な事項についても、関係機関で十分な協議を行い、可能な限り定めていくことが必要と考えられる。

広域消防運営計画の策定にあたっては、市町村等から様々な課題が出されている。

- ・地形や市町村の位置関係
- ・山間地・離島、人口・面積規模、財政力、都市構造、消防体制などの違いに配慮した組織・運用体制づくり
- ・一部事務組合、広域連合方式による構成市町村間相互の円滑な運用体制
- ・市町村防災部局との災害時の連携、迅速な対応、消防団との連携
- ・消防署所の配置など消防力の現行維持や現行水準以上の消防体制の充実強化
- ・財政負担の軽減
- ・職員の階級、給与など処遇
- ・消防体制強化と行革・合理化の両立
- ・医療機関等との連携
- ・地域との連携の維持。住民への理解促進 など

これらの課題について十分に検討し、協議していく必要がある。

また、併せてこれらの課題に対応するための現場の実情や公平な意見の反映、さらに県のリーダーシップや調整力などについても意見・要望がなされており、県においても、関係機関の協議に参画し情報提供や調整などの支援を行っていく。

< 資 料 編 >

<資料編>

1 広域化対象市町村の組合せにおける各圏域の状況

1 名古屋・海部・尾張東部

ア 圏域の概況



構成市町村	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
管轄人口	285.1 万人
管轄面積	667 km ²
消防署	23 署
分署・出張所等	56 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

管轄面積、消防署、分署・出張所等：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 広域化の状況

名称	構成市町村数	構成市町村名	設置年月日
			（上段：本部設置年月日） （下段：署設置年月日）
海部東部消防組合	1 市 1 町	あま市、大治町	1971 年 6 月 1 日 1971 年 9 月 10 日
海部南部消防組合	1 市 1 村	弥富市、飛島村	1973 年 4 月 1 日 1973 年 9 月 1 日

ウ 連携・協力の状況

瀬戸市と尾張旭市が 2012 年に「瀬戸・尾張旭消防指令センター」、津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合及び海部南部消防組合が 2013 年に「海部地方消防指令センター」を設置し、共同で運用している。

なお、2025 年 4 月からは、本圏域の名古屋市を除く 4 市 1 町 2 一部事務組合が、消防指令業務を名古屋市に事務委託する予定である。

また、津島市と愛西市が、2026 年度から、はしご自動車を共同整備する予定である。

エ 消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果（※）

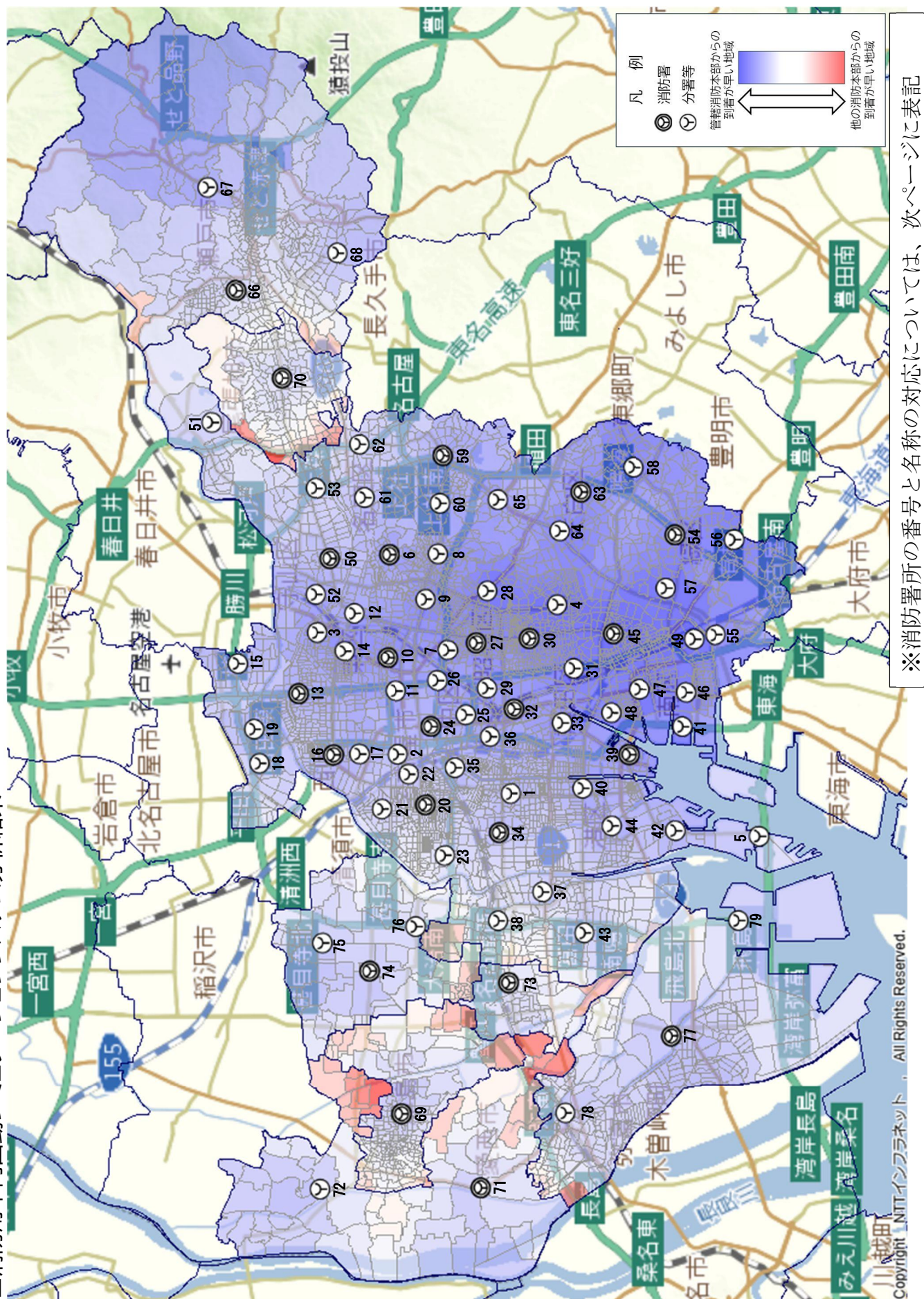
本圏域の全ての消防本部の管轄区域に、他の消防本部の方が到着が早い地域が存在する。特に、尾張旭市の西部には、名古屋市消防局（大森出張所）から出動することにより、現場到着が 9 分程度短縮する地域が存在するほか、愛西市の北東部にも、津島市消防本部（消防署）から出動することにより現場到着が 8 分程度短縮する地域が存在する。

※消防用車両出動シミュレーションシステム分析

総務省消防庁の「消防用車両出動シミュレーションシステム」を活用し、県内の各地域への消防車両の到着時間を算出し、当該地域を管轄する消防本部より、他の消防本部の方が到着が早い地域（広域化することにより、現場到着時間が早くなる地域）を調査した。

なお、「消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果」の赤色と青色の濃淡は、管轄消防本部からの到着時間と他の消防本部からの到着時間の差異について、圏域ごとの相対値を視覚的に表示したものである。

■消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果



※消防署所の番号と名称の対応については、次ページに表記

■シミュレーション結果図の番号と消防署所名称の対応表

【名古屋市】

NO	消防署所名称	NO	消防署所名称
	本部機動部隊	34	中川消防署
1	第一庁舎	35	日置出張所
2	第二庁舎	36	尾頭橋出張所
3	第三庁舎	37	下之一色出張所
4	第四庁舎	38	富田出張所
5	第五庁舎	39	港消防署
6	千種消防署	40	東海橋出張所
7	吹上出張所	41	東築地出張所
8	東山出張所	42	稲永出張所
9	覚王山出張所	43	南陽出張所
10	東消防署	44	荒子川出張所
11	富士塚出張所	45	南消防署
12	矢田出張所	46	大同出張所
13	北消防署	47	大江出張所
14	飯田出張所	48	道徳出張所
15	楠出張所	49	星崎出張所
16	西消防署	50	守山消防署
17	押切出張所	51	志段味出張所
18	山田出張所	52	守西出張所
19	大野木出張所	53	大森出張所
20	中村消防署	54	緑消防署
21	日比津出張所	55	大高出張所
22	椿出張所	56	有松出張所
23	岩塚出張所	57	鳴海出張所
24	中消防署	58	徳重出張所
25	橘出張所	59	名東消防署
26	老松出張所	60	星ヶ丘出張所
27	昭和消防署	61	猪子石出張所
28	八事出張所	62	豊が丘出張所
29	白金出張所	63	天白消防署
30	瑞穂消防署	64	島田出張所
31	堀田出張所	65	植田出張所
32	熱田消防署		
33	船方出張所		

【瀬戸市】

NO	消防署所名称
66	消防署
67	東分署
68	南分署

【津島市】

NO	消防署所名称
69	消防署

【尾張旭市】

NO	消防署所名称
70	消防署

【愛西市】

NO	消防署所名称
71	消防署
72	分署

【蟹江町】

NO	消防署所名称
73	消防署

【海部東部消防組合】

NO	消防署所名称
74	消防署
75	北分署
76	南分署

【海部南部消防組合】

NO	消防署所名称
77	消防署
78	北分署
79	南出張所

2 尾張西部

ア 圏域の概況



構成市	一宮市、稲沢市
管轄人口	50.5 万人
管轄面積	193 km ²
消防署	4 署
分署・出張所	12 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

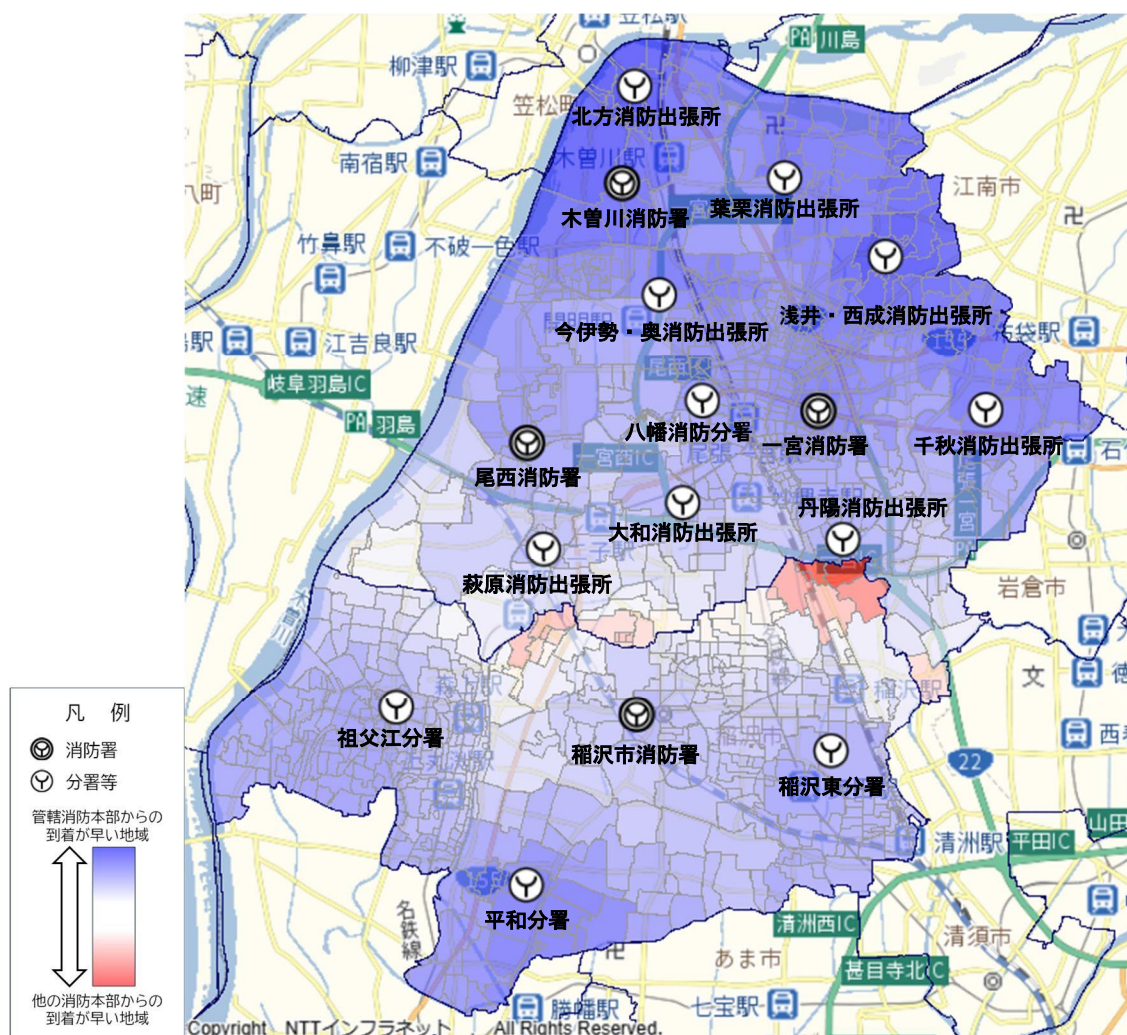
管轄面積、消防署、分署・出張所：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 連携・協力の状況

本圏域の全 2 市が 2016 年に「一宮市・稲沢市消防指令センター」を設置し、共同で運用している。

ウ 消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果

2 市の境界付近に、管轄する消防本部より他方の消防本部の方が到着が早い地域が互いに存在する。特に、稲沢市の北東部には、一宮市消防本部（丹陽消防出張所）から出動することにより、現場到着が 7 分程度短縮する地域が存在する。



3 尾張中・北部

ア 圏域の概況



構成市町	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町
管轄人口	89.1 万人
管轄面積	338 km ²
消防署	8 署
支署・分署・出張所	14 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

管轄面積、消防署、分署・出張所：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 広域化の状況

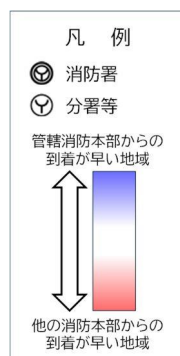
名称	構成市町数	構成市町名	設置年月日
丹羽広域事務組合	2 町	大口町、扶桑町	2002 年 4 月 1 日
西春日井広域事務組合	2 市 1 町	清須市、北名古屋市 豊山町	2003 年 4 月 1 日

ウ 連携・協力の状況

犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、丹羽広域事務組合及び西春日井広域事務組合が 2016 年に「尾張中北消防指令センター」を設置し、共同で運用している。

エ 消防車両出動シミュレーションシステム分析結果

本圏域の全ての消防本部の管轄区域に、他の消防本部の方が到着が早い地域が存在する。特に江南市の北東部には、丹羽広域事務組合消防本部（扶桑出張所）から出動することにより、現場到着が 6 分程度短縮する地域が存在するほか、小牧市の南部にも、春日井市消防本部（北出張所）から出動することにより、現場到着が 5 分程度短縮する地域が存在する。



4 知多

ア 圏域の概況



構成市町	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
管轄人口	61.8 万人
管轄面積	392 km ²
消防署	6 署
支署・出張所	13 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

管轄面積、消防署、分署・出張所：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 広域化の状況

名称	構成市町数	構成市町名	設置年月日
知多中部広域事務組合	1 市 3 町	半田市、阿久比町 東浦町、武豊町	1974 年 4 月 1 日
知多南部消防組合	2 町	南知多町、美浜町	1979 年 4 月 1 日

ウ 連携・協力の状況

本圏域の全 4 市 2 一部事務組合が 2012 年に「知多広域消防指令センター」を設置し、共同で運用している。

エ 消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果

本圏域の全ての消防本部において、管轄区域に他の消防本部の方が到着が早い地域が存在する。特に半田市の西部には、常滑市消防本部（消防署）から出動することにより、現場到着が 12 分程度短縮する地域が存在する。

また、常滑市北西部には知多市消防本部（旭出張所）から出動することにより 9 分程度短縮する地域が存在し、大府市南西部には東海市消防本部（南出張所）又は知多中部広域事務組合消防本部（東浦西部出張所）から出動することにより、現場到着が 8 分程度短縮する地域が存在する。



5 岡崎額田

ア 圏域の概況



構成市町	岡崎市、幸田町
管轄人口	42.4 万人
管轄面積	444 km ²
消防署	4 署
分署・出張所	7 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

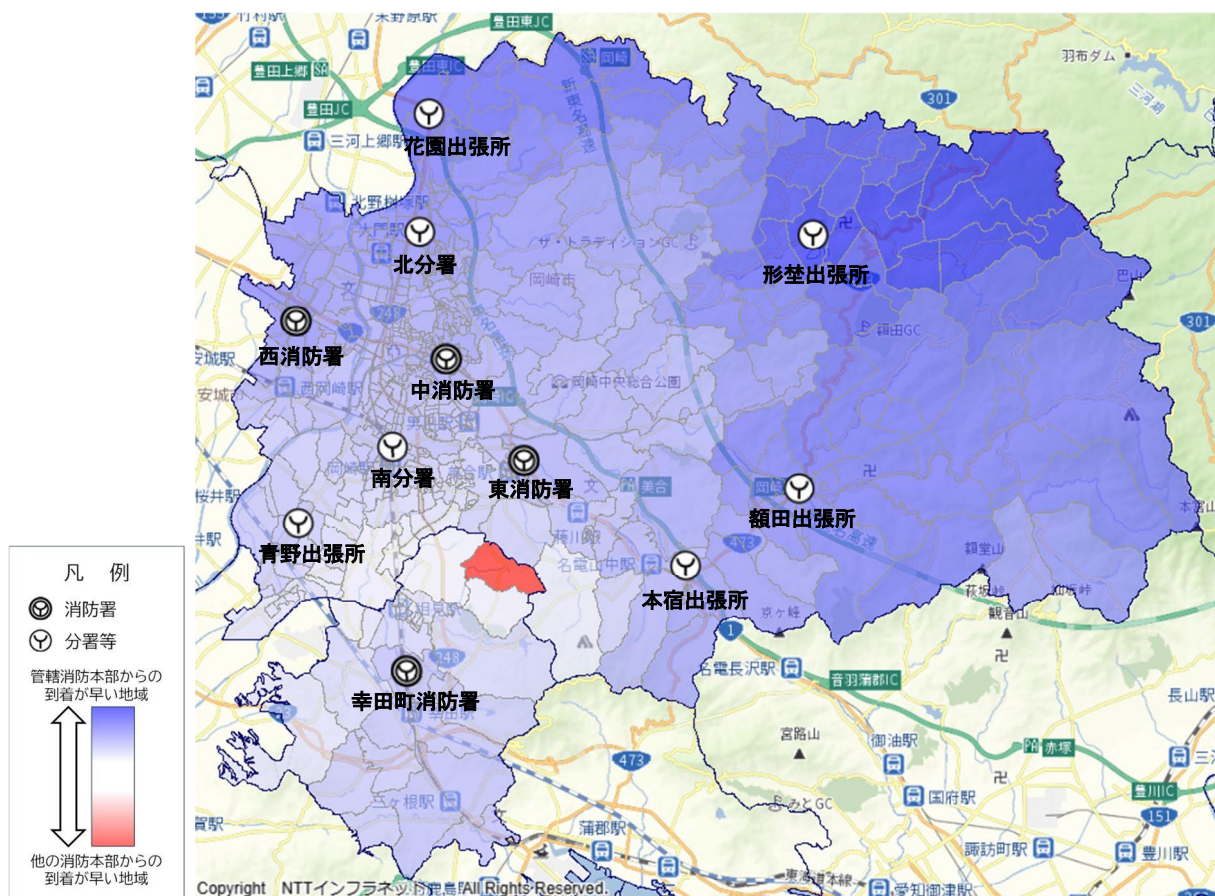
管轄面積、消防署、分署・出張所：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 連携・協力の状況

本圏域の全 1 市 1 町が 2018 年に「岡崎幸田消防指令センター」を設置し、共同で運用している。

ウ 消防用車両出動シミュレーションシステム分析結果

幸田町の北東部に、岡崎市消防本部（東消防署）から出動することにより、現場到着が 2 分程度短縮する地域が存在する。



6 東三河

ア 圏域の概況



構成市町村	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
管轄人口	73.1 万人
管轄面積	1,724 km ²
消防署	6 署
分署・出張所・分遣所	20 署所

※管轄人口：2024 年 4 月 1 日現在（愛知県推計値）

管轄面積、消防署、分署・出張所：出典「愛知県消防年報（令和 6 年版）」

イ 広域化の状況

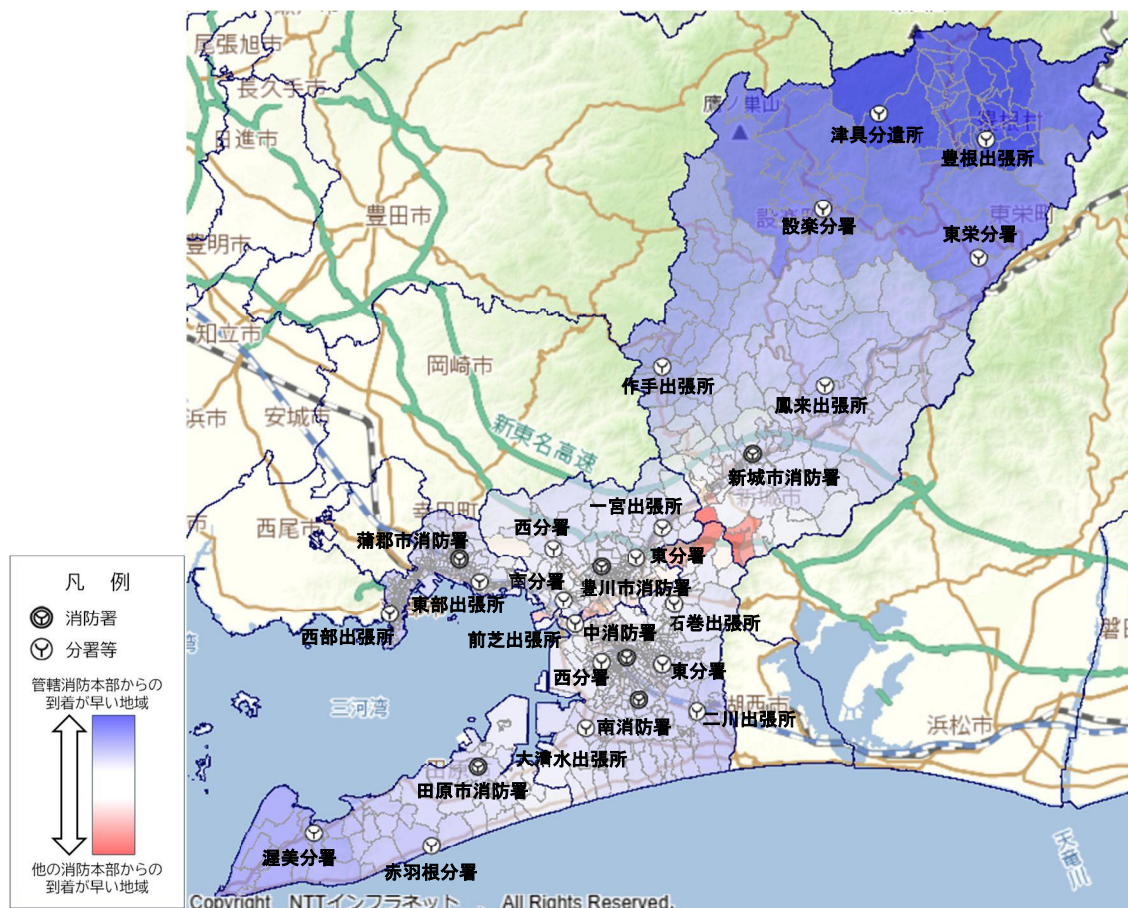
受託市名	委託町村名	委託年月日
新城市	設楽町、東栄町、豊根村	1999 年 4 月 1 日

ウ 連携・協力の状況

豊橋市と豊川市が 2004 年から指令の共同運用を実施しており、2008 年に新城市、2010 年に蒲郡市、2012 年には田原市が加わり、現在は本圏域の全 5 市が「東三河消防指令センター」を共同で運用している。

エ 消防車両出動シミュレーションシステム分析結果

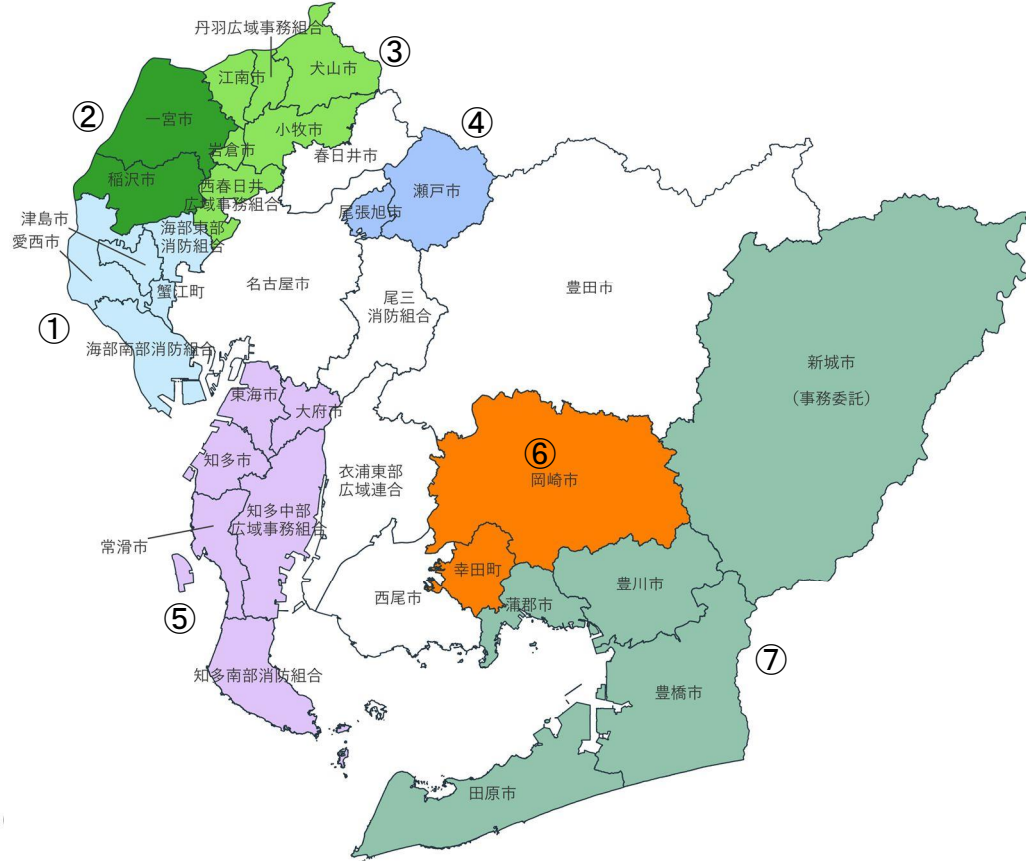
豊橋市、豊川市、新城市及び田原市には、他の消防本部の方が到着が早い地域が存在する。特に新城市の南部と豊橋市の北東部には、豊川市消防本部（一宮出張所）から出動することにより、現場到着が 6 分程度短縮する地域が存在する。



2 消防の連携・協力の県内の取組事例

(1) 指令の共同運用について

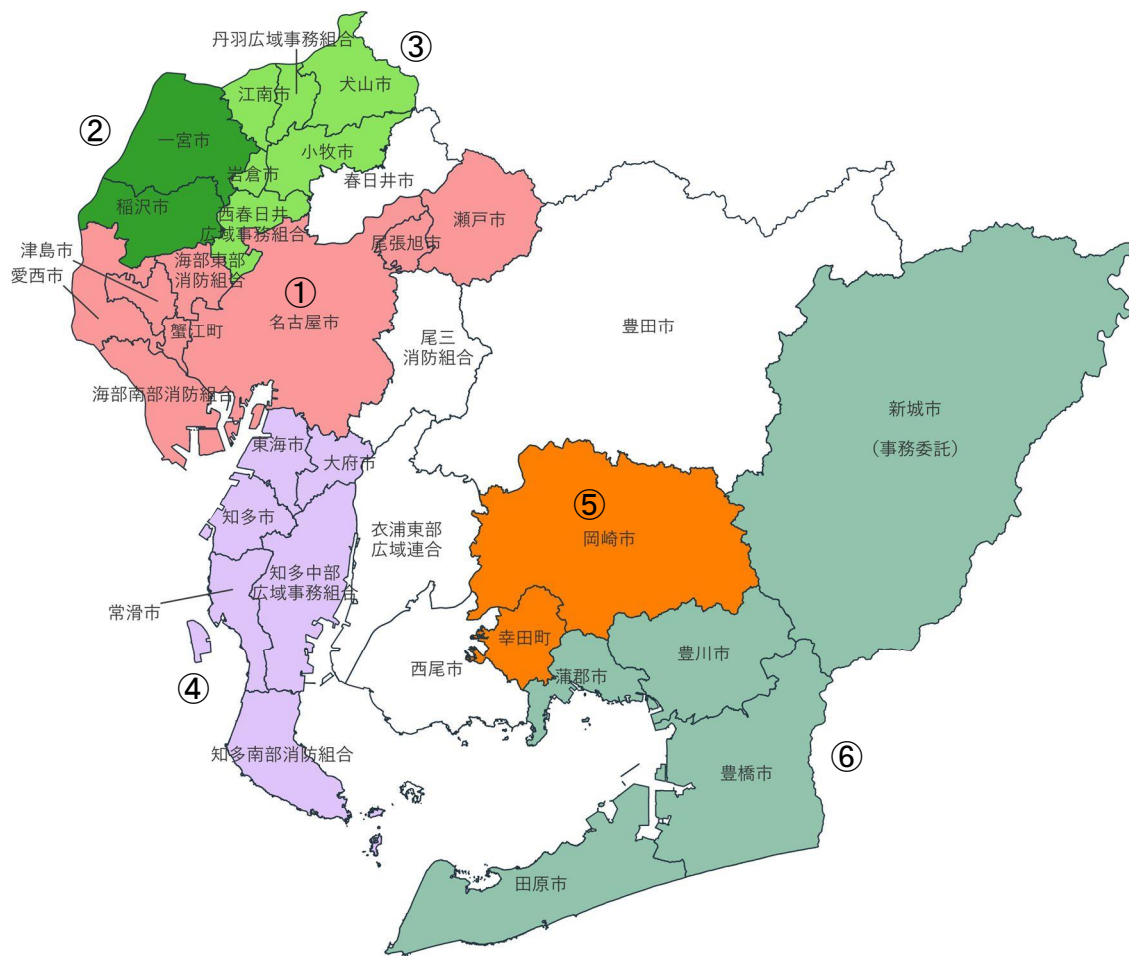
○指令の共同運用実施状況（2025 年 3 月現在）



	名称	構成団体数	構成団体名	設置年月日
①	海部地方消防指令センター	2 市 1 町 2 一部事務組合	津島市、愛西市、蟹江町 海部東部消防組合 海部南部消防組合	2013 年 4 月 1 日
②	一宮市・稲沢市消防指令センター	2 市	一宮市、稲沢市	2016 年 4 月 1 日
③	尾張中北消防指令センター	4 市 2 一部事務組合	犬山市、江南市 小牧市、岩倉市 丹羽広域事務組合 西春日井広域事務組合	2016 年 4 月 1 日
④	瀬戸・尾張旭消防指令センター	2 市	瀬戸市、尾張旭市	2012 年 12 月 1 日
⑤	知多広域消防指令センター	4 市 2 一部事務組合	常滑市、東海市 大府市、知多市 知多中部広域事務組合 知多南部消防組合	2012 年 4 月 1 日
⑥	岡崎幸田消防指令センター	1 市 1 町	岡崎市、幸田町	2018 年 4 月 1 日
⑦	東三河消防指令センター	5 市	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市、田原市	2012 年 3 月 1 日※

※豊橋市と豊川市が 2004 年から指令の共同運用を実施しており、2008 年に新城市、2010 年に蒲郡市、2012 年には田原市が加わり「東三河消防指令センター」を設置した。

○2025 年 4 月以降の指令の共同運用について（予定）



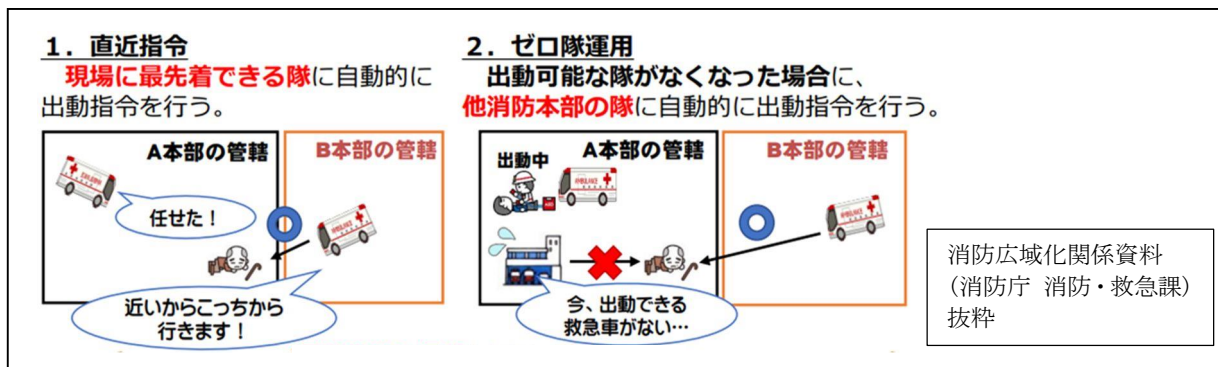
	名称	委託団体数	委託団体名	運用開始予定 年月日
①	名古屋市防災指令センター (名古屋市に消防指令業務を事務委託)	4 市 1 町 2 一部事務組合	瀬戸市、津島市、尾張旭市 愛西市、蟹江町 海部東部消防組合 海部南部消防組合	2025 年 4 月 1 日

	名称	構成団体数	構成団体名	設置年月日
②	一宮市・稲沢市消防指令センター	2 市	一宮市、稲沢市	2016 年 4 月 1 日
③	尾張中北消防指令センター	4 市 2 一部事務組合	犬山市、江南市 小牧市、岩倉市 丹羽広域事務組合 西春日井広域事務組合	2016 年 4 月 1 日
④	知多広域消防指令センター	4 市 2 一部事務組合	常滑市、東海市 大府市、知多市 知多中部広域事務組合 知多南部消防組合	2012 年 4 月 1 日
⑤	岡崎幸田消防指令センター	1 市 1 町	岡崎市、幸田町	2018 年 4 月 1 日
⑥	東三河消防指令センター	5 市	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市、田原市	2012 年 3 月 1 日※

※豊橋市と豊川市が 2004 年から指令の共同運用を実施しており、2008 年に新城市、2010 年に蒲郡市、2012 年には田原市が加わり「東三河消防指令センター」を設置した。

（２）指令の共同運用における高度な運用について

指令の共同運用にあたり、高度な運用（直近指令・ゼロ隊運用）を行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。



高度な運用について、県内の消防指令センターに照会した結果は以下のとおり。

① 実施状況（2025 年 1 月現在）

	高度な運用を実施している消防指令センター
直近指令	県内に実施事例なし
ゼロ隊運用	【海部地方消防指令センター】※救急隊のみ (津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合、海部南部消防組合) ・原則、1 本部 1 隊の救急隊を残した状態で実施 ・2023 年実績：276 件
	【岡崎幸田消防指令センター】※救急隊のみ (岡崎市、幸田町) ・幸田町の一部の地域に限定し実施 ・2023 年実績：6 件

② 今後、高度な運用を予定している消防指令センター

2025 年 4 月から共同運用を予定している「名古屋市防災指令センター※」において、高度な運用（直近指令・ゼロ隊運用）を消防隊及び救急隊にて実施予定である。

高度な運用による出動は、出動可能な隊が事前に設定した残数を下回らないように実施し、出動条件、出動種別、応援車両等について定めた要領に基づき運用する予定である。

※瀬戸市、津島市、尾張旭市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合及び海部南部消防組合が名古屋市に消防指令業務を事務委託予定。

③ 高度な運用において考えられる課題

- ・他消防本部の管轄に出動している間の、自消防本部の消防力の低下が懸念される。
- ・消防本部によっては、応援と受援に偏りが生じることにより、消防力の流出が懸念される。
- ・ゼロ隊運用にて遠方の消防署所から出動するより、隣接する他の消防本部に応援要請した方が現場に早く到着する場合がある。

(3) はしご自動車の共同整備について

津島市と愛西市（以下、「両市」という。）においては、はしご自動車の共同整備を予定している。（県内初の取組事例）

共同整備するはしご自動車は、期間を決めて両市の消防署に配備し、2026 年度に運用開始予定である。

2024 年 2 月に両市が締結した連携・協力実施計画の概要は以下のとおり。

① 基本的な方針

- ・はしご自動車の共同整備を行い、車両整備費や維持管理費の負担を低減化することにより、使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強など、財政資源を効率的に配分し、消防力の充実強化を図る。

② 整備費用

- ・整備費用の概算額 240,000 千円の分担方法は、整備費用の 50%を両市で均等に負担し、残りの 50%は、建物割 25%と面積割 25%を下表の割合で負担することとする。

区分	割合	津島市（千円）	愛西市（千円）
均等割合	50%	60,000	60,000
建物割合	25%	42,822	17,178
面積割合	25%	16,404	43,596
合計	100%	119,226	120,774

※建物割合は高さ 15m以上の建築物の数に応じ、それぞれ按分して負担する。
（津島市 162 棟、愛西市 65 棟 ※2023 年 12 月 31 日現在）

③ 連携の確保に関する事項

- ・はしご自動車の共同整備の実施にあたって、両市の連携を図るため消防訓練を定期的に行うほか、地水利、交通障害及び中高層建物の状況など、随時情報を共有する。
- ・無線や出動指令などの運用に関して、連絡調整及び諸問題等の協議・検討を行うため、定期的に連絡会議を開催し、連携強化を図っていく。

【参考：他府県における消防車両の共同整備の状況】

- ・総務省消防庁が 2023 年 6 月に公表した「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書」によると、消防車両の共同整備は 9 地域 19 消防本部にて実施されている。（2023 年 4 月 1 日現在）

＜内訳＞

はしご自動車：9 地域 19 消防本部 化学消防車：1 地域 2 消防本部

※茨城県の高萩市消防本部と北茨城市消防本部は、はしご自動車と化学消防車を共同整備している。

- ・奈良県の奈良市消防本部と京都府の相楽中部消防組合消防本部（木津川市、笠置町、和束町、南山城村）は府県をまたいで、はしご自動車の共同整備を行い、2020 年 11 月から運用している。

愛知県消防広域化推進計画

2008 年 3 月 28 日策定

2025 年 3 月 28 日変更

愛知県防災安全局防災部消防保安課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 （ 0 5 2 ） 9 5 4 - 6 1 9 5

